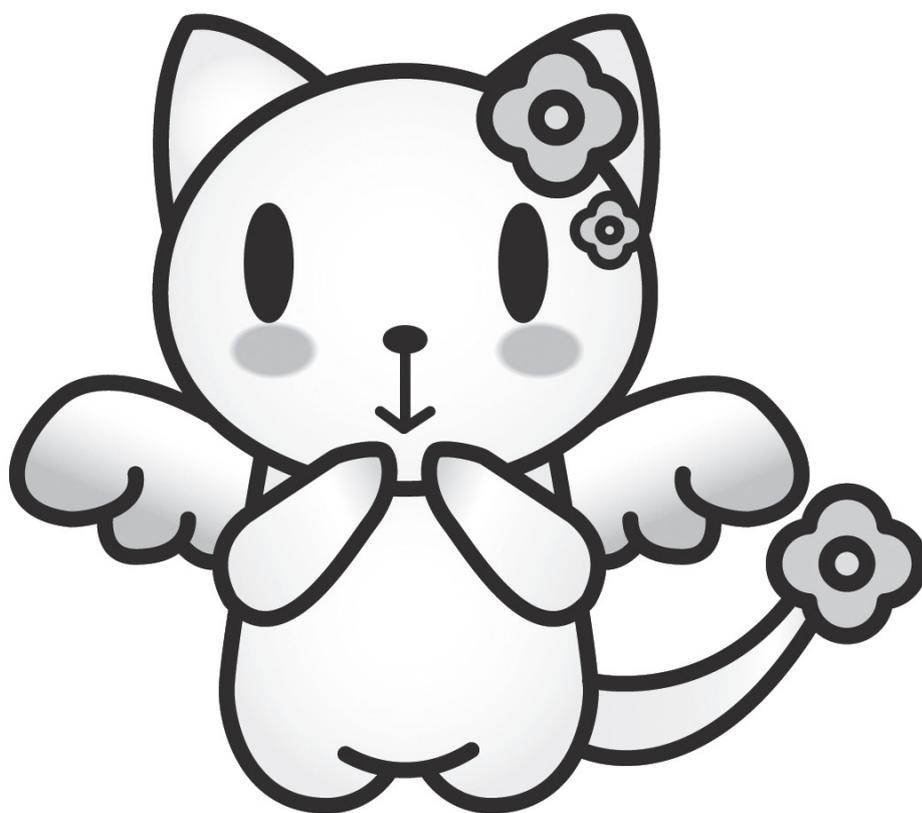


# せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 〈平成 27 年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関

〈名称〉：世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）



マスコットキャラクター なちゅ

## はじめに

### なちゅとともに3年

子どもサポート委員 いちば 一場 よりこ 順子

「せたホッと」の事業が始まって3年間、いつもなちゅとともに活動してきたような気がします。なちゅのカードをだいじにもっていて、何か困ったことがあったらここに電話しようと思っている子ども、友だちからここに相談した方がいいよといわれて電話してきた子ども、小学校のときにはじめてカードをもらい、中学生になって相談してきた子どもなど、かわいらしいなちゅの姿は子どもたちの中に浸透して、子どもからの相談が6割をこえるようになりました。

世田谷区子ども条例は、その前文で、「子どもは、未来への希望です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。子どもはそれぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。」と記しています。子どもの権利をまもる機関として設置されている「せたホッと」は、権利侵害についての相談だけでなく子どもたちからの対人関係についての悩みや家庭家族の悩みなどについても相談に乗って子どもたちを支えています。権利侵害とまではいえない友だちとの関係についての悩みも放っておけば深刻な問題になるかもしれない、そういうときに子どもたちの声に耳を傾けることで深刻な問題になることを未然に防げるだろう、そう思いながら子どもたちの話を聴いています。

おとなでも子どもでも、一人の人間として、その尊厳と権利を尊重されるということは、誇りをもって生きていくために必要なことです。

いじめ防止対策推進法ではいじめとは、一定の人間関係にある他の子どもから、心理的または物理的な影響を与える行為をされて、いじめられた子どもが心身の苦痛を感じている場合をいうと定義されています。いじめは、いじめを受けた子ども一人の人間としての尊厳を奪う行為であり、自尊心を傷つけ生きていく力を奪ってしまうような恐ろしい力をもつときがあります。

「せたホッと」からもお願いしていますが、弁護士会では子どものいじめ予防授業を行っています。いじめが実際にあるからいじめ授業をするのではなく、いじめを予防するために行っている授業です。クラスの中で子どもたちと意見交換しながら子どもになぜいじめをしてはいけないかを考えてもらいます。

子どもの尊厳と権利を尊重するということは、子どもが自分の考えをもつことを尊重することからはじまります。自分の意見を尊重され一人の人間として大事にされ、他の子どもにもそれぞれ自分の意見があり、それぞれ一人の人間としての尊厳があるということが理解されればいじめがエスカレートすることはなくなっていくのではないのでしょうか。

これからも子どもの尊厳と権利を尊重するという気持ちで子どもたちの話に耳をかたむけていきたいと思えます。

# も く じ

はじめに 子どもサポート委員 一場 順子

## I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	2
2	委員への協力	2
3	対象	2
4	体制	2
5	相談方法等	3
6	相談の流れ（仕組み）	3
7	擁護委員会議	4
8	これまでの経過	4

## II 平成27年度の活動状況

1	相談の状況	6
2	権利の侵害を取り除くための申立て等	15
3	相談内容の分析	15

## III 相談対応、調査・調整活動状況

1	事例紹介	18
2	関係機関との連携	22

## IV 広報・啓発活動

1	広報・啓発	24
2	広報・啓発物の一覧	26
3	研修会への講師派遣	29
4	視察受入れ	29
5	他自治体との交流	30
6	関係機関との意見交換	30

## V メッセージ、相談者からの声

1	子どもサポート委員 月田 みづえ	32
2	相談・調査専門員 伊藤 明奈、田中 由美子	34
3	相談者からの声	36

おわりに 子どもサポート委員 半田 勝久 37

## VI 参考資料

世田谷区子ども条例	40
世田谷区子ども条例施行規則	44
相談状況の集計推移	46
アンケート結果	52
ホッとにきゅうさい FAX	53

# 世田谷区子どもの人権擁護委員 (せたがやホッと子どもサポート) の制度

---

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ (仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

# I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

## 1 子どもの人権擁護委員（以下、子どもサポート委員）の設置目的、職務

### (1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

### (2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関（\*）とする。

\*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

### (3) 職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

## 2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

## 3 対象

18歳未満の子ども（子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象）の権利侵害にかかる事案。

## 4 体制（平成28年3月現在）

### (1) 子どもサポート委員 3名

氏名	所属等
一場 順子（いちば よりこ）	弁護士（東京弁護士会）
月田 みづえ（つきだ みづえ）	昭和女子大学大学院福祉社会研究専攻教授 （子ども家庭福祉、社会福祉）
半田 勝久（はんだ かつひさ）	日本体育大学体育学部准教授 （教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学）

子どもサポート委員の独任制を原則とする。要請、意見の表明及び公表の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

※上記3名は平成28年4月にいずれも再任された。

(2) 相談・調査専門員 4名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。  
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士の有資格者など。

(3) 事務局

子どもサポート委員の活動支援、区組織との連携・調整等を行う。  
子ども・若者部子ども家庭課

### 5 相談方法等

(1) 相談方法

- 電話：0120-810-293 [フリーダイヤル]
- メール：区ホームページ **子どもなやみそうだん** → **せたがやホッと子どもサポート** より、  
メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信
- 面接：予約なしでの相談も可
- FAX：03-3439-6777 (ホッとにきゅうさいFAX 53ページに送信フォーム掲載)
- その他：手紙、はがきによる相談も可

(2) 相談時間

月曜日～金曜日：午後1時～午後8時  
土曜日：午前10時～午後6時 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階  
(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

### 6 相談の流れ (仕組み)



## 7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とされ、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定されています。

会議は月に2回程度開催しており、機関運営に関すること、広報・啓発等について検討します。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討していきます。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めていきます。

平成27年度は計22回開催しました。

### 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	22

擁護委員(子どもサポート委員)は会議開催日以外にも定期的に勤務し、そのつど新規案件や継続案件について話し合いを行います。擁護委員会議は、これらの対応方針を全体で協議する場としても機能しています。

## 8 これまでの経過

平成14年 4月	子ども条例施行
平成17年 3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23年12月	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成24年 5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂3-15-15)にて相談業務を開始
平成26年 6月	「平成25年度活動報告書」を発行
7月	平成25年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成27年 3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)

## II

# 平成 27 年度の活動状況

---

1 相談の状況

2 権利の侵害を取り除くための申立て等

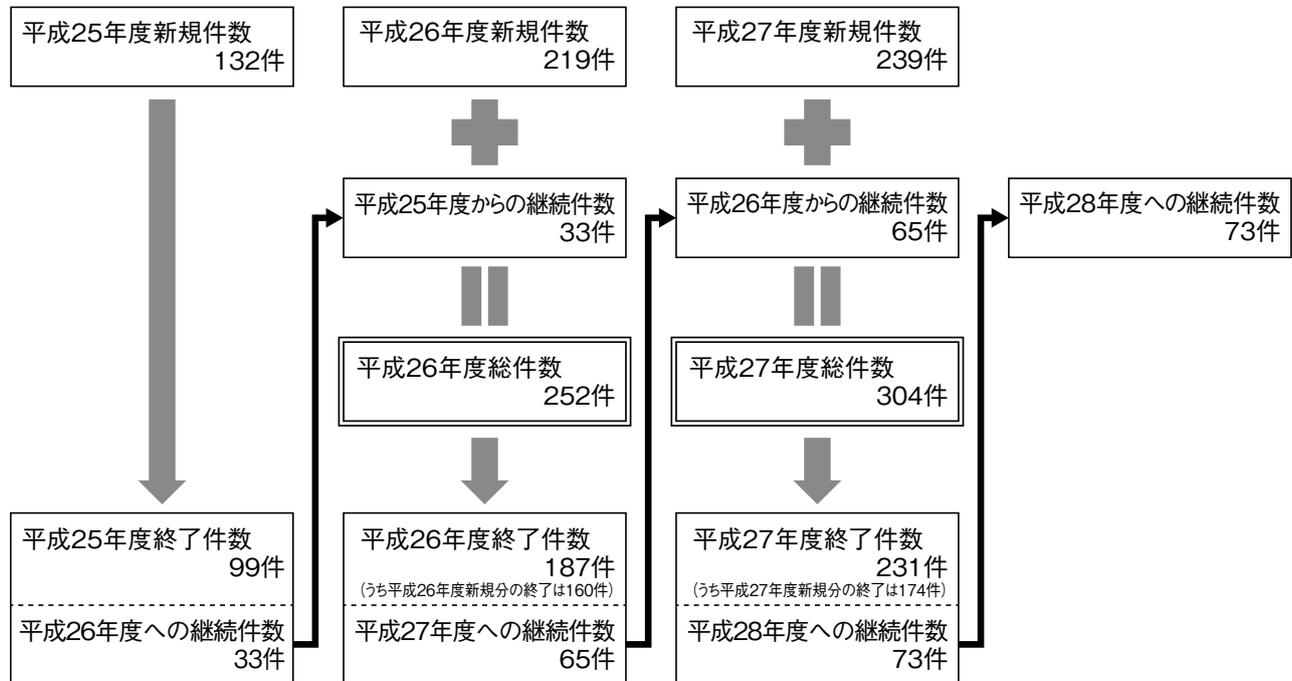
3 相談内容の分析

## II 平成27年度の活動状況

### 1 相談の状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの相談活動の状況は、平成25年度（平成25年7月1日～平成26年3月31日）からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

#### (1) 相談の状況



平成26年度からの継続件数は65件、平成27年度の新規件数は239件だったため、平成27年度は、合計で304件に対して相談対応しました。

#### (2) 平成27年度の新規件数

平成27年度の新規件数、239件の月別・相談者別の内訳は以下の通りです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	29 (18.4%)	8 (9.9%)	37 (15.5%)
5月	11 (7.0%)	6 (7.4%)	17 (7.1%)
6月	13 (8.2%)	6 (7.4%)	19 (7.9%)
7月	8 (5.1%)	6 (7.4%)	14 (5.9%)
8月	10 (6.3%)	2 (2.5%)	12 (5.0%)
9月	9 (5.7%)	11 (13.6%)	20 (8.4%)
10月	29 (18.4%)	11 (13.6%)	40 (16.7%)
11月	14 (8.9%)	5 (6.2%)	19 (7.9%)
12月	20 (12.7%)	6 (7.4%)	26 (10.9%)
1月	8 (5.1%)	6 (7.4%)	14 (5.9%)
2月	6 (3.8%)	6 (7.4%)	12 (5.0%)
3月	1 (0.6%)	8 (9.9%)	9 (3.8%)
合計	158 (100.0%)	81 (100.0%)	239 (100.0%)

(3) 平成27年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数239件に前年度からの継続65件を加えた304件について、延べ相談回数は1,065回（初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどの相談回数）、相談者への活動回数428回（「せたホッと」から相談者に対して連絡をした回数）、関係機関との活動回数は554回（学校や区の他部署等との関係機関とのやり取りを行った回数）、そのすべてを合わせた総活動回数は2,047回となりました。

なお活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	63 (10.9%)	40 (8.2%)	103 (9.7%)	18 (8.5%)	10 (4.7%)	28 (6.5%)	38 (6.9%)	169 (8.3%)
5月	46 (8.0%)	34 (7.0%)	80 (7.5%)	24 (11.3%)	9 (4.2%)	33 (7.7%)	34 (6.1%)	147 (7.2%)
6月	36 (6.2%)	38 (7.8%)	74 (6.9%)	10 (4.7%)	20 (9.3%)	30 (7.0%)	65 (11.7%)	169 (8.3%)
7月	30 (5.2%)	29 (5.9%)	59 (5.5%)	15 (7.0%)	19 (8.8%)	34 (7.9%)	33 (6.0%)	126 (6.2%)
8月	41 (7.1%)	14 (2.9%)	55 (5.2%)	31 (14.6%)	4 (1.9%)	35 (8.2%)	21 (3.8%)	111 (5.4%)
9月	16 (2.8%)	46 (9.4%)	62 (5.8%)	4 (1.9%)	20 (9.3%)	24 (5.6%)	47 (8.5%)	133 (6.5%)
10月	60 (10.4%)	57 (11.7%)	117 (11.0%)	14 (6.6%)	27 (12.6%)	41 (9.6%)	70 (12.6%)	228 (11.1%)
11月	90 (15.6%)	46 (9.4%)	136 (12.8%)	18 (8.5%)	25 (11.6%)	43 (10.0%)	52 (9.4%)	231 (11.3%)
12月	66 (11.4%)	31 (6.4%)	97 (9.1%)	18 (8.5%)	18 (8.4%)	36 (8.4%)	37 (6.7%)	170 (8.3%)
1月	53 (9.2%)	53 (10.9%)	106 (10.0%)	18 (8.5%)	23 (10.7%)	41 (9.6%)	70 (12.6%)	217 (10.6%)
2月	38 (6.6%)	49 (10.0%)	87 (8.2%)	13 (6.1%)	19 (8.8%)	32 (7.5%)	49 (8.8%)	168 (8.2%)
3月	38 (6.6%)	51 (10.5%)	89 (8.4%)	30 (14.1%)	21 (9.8%)	51 (11.9%)	38 (6.9%)	178 (8.7%)
合計	577 (100.0%)	488 (100.0%)	1,065 (100.0%)	213 (100.0%)	215 (100.0%)	428 (100.0%)	554 (100.0%)	2,047 (100.0%)

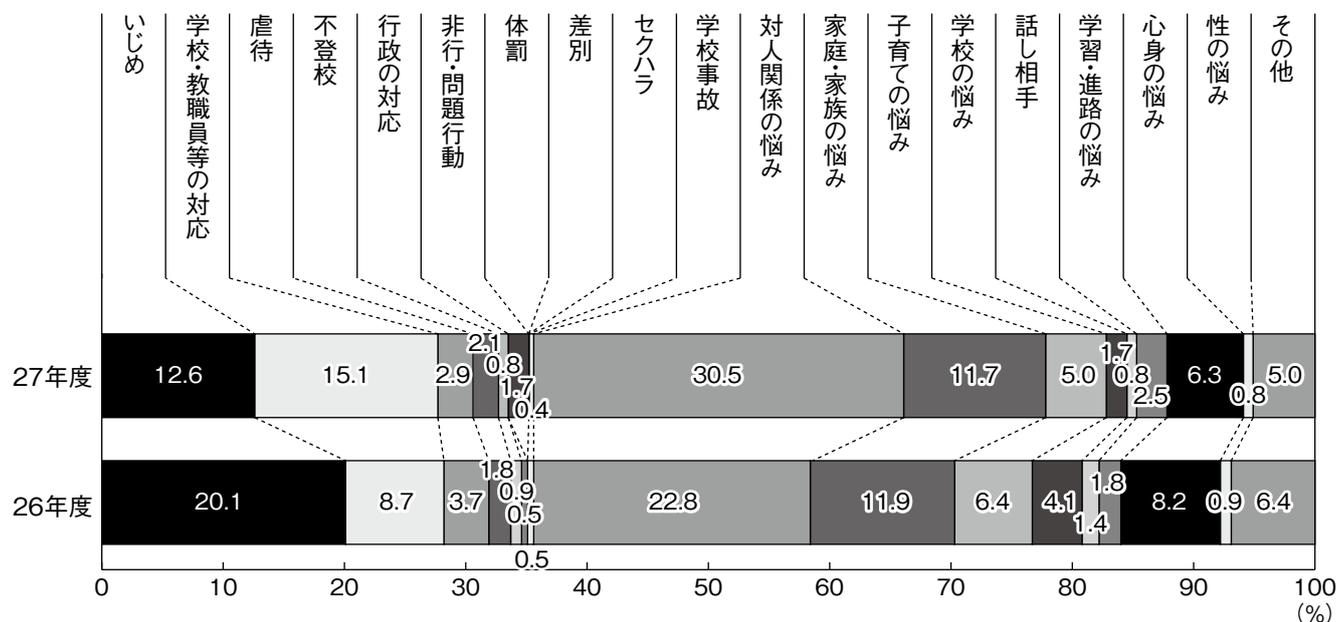
※前年度からの継続数65件を加えた304件に対する回数

## 表① 相談の内容

平成27年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係」(73件、30.5%)でした。続いて、「学校・教職員等の対応」(36件、15.1%)「いじめ」(30件、12.6%)、「家庭・家族の悩み」(28件、11.7%)、「心身の悩み」(15件、6.3%)となりました。

今年度は、「いじめ」の相談が減り、「学校・教職員等の対応」に関する相談が増えました。昨年度に引き続き、以下の④の「初回の相談者が子どもの場合」の相談が増えているため、「対人関係」に関する相談が増え、全体の3割を占めています。

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	—	—	—	1 (0.4%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)

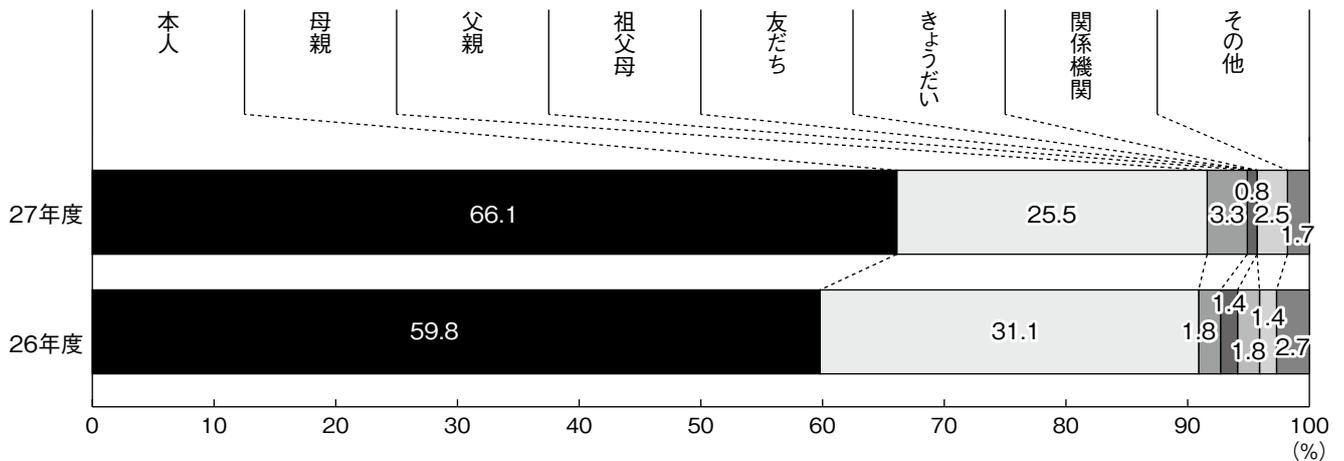


## 表② 初回の相談者

年々子どもからの相談が増え、今年度は、子ども「本人」からの相談件数(158件、66.1%)がおとなからの相談件数の約2倍になりました。今年度は、「友だち」や「きょうだい」にあたる子どもからの相談はありませんでした。おとなの相談者の内訳としては、「母親」(61件、25.5%)、「父親」(8件、3.3%)、「関係機関」(6件、2.5%)となりました。

また、関係機関から初回の相談が入るケースも増えています。「関係機関」の内訳としては「学校」「児童福祉施設」「民生・児童委員」から相談が寄せられました。「その他」の内訳としては、「友だちの保護者」や「習い事の先生」「ボランティア」などがありました。

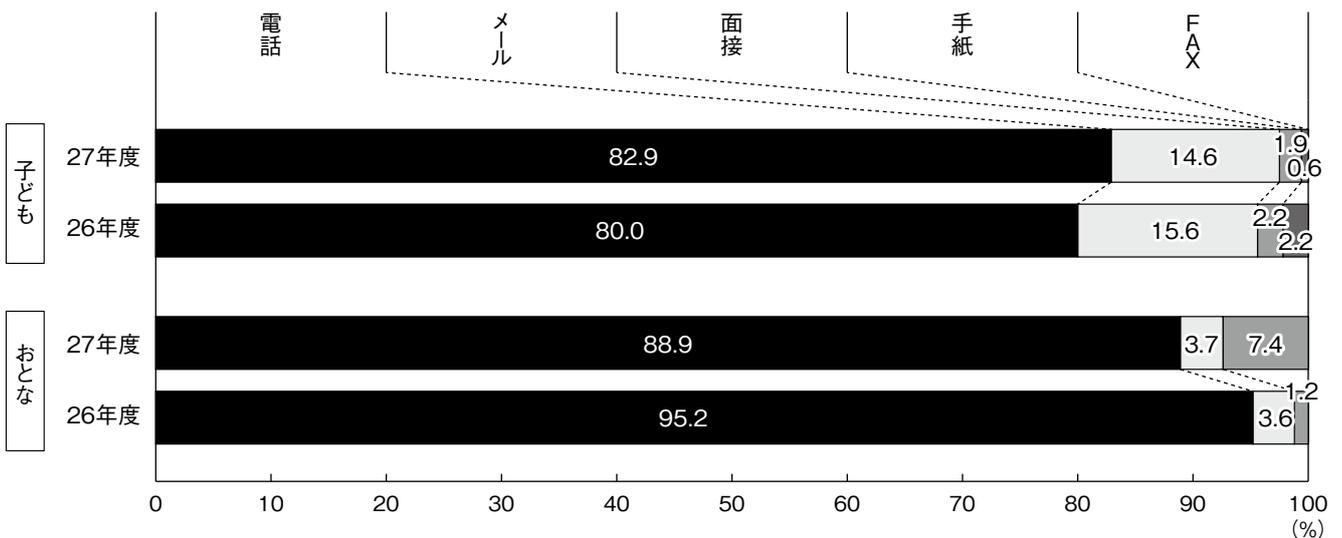
本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	—	—	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)



表③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、例年同様、子どももおとなも「電話」が全体の8割以上（203件、84.9%）を占めており、次いで、「メール」（26件、10.9%）、「面接」（9件、3.8%）、「手紙」（1件、0.4%）となりました。昨年度と同様に、子どもからのメールによる初回相談が増え、全体の約15%（23件、14.6%）を占めています。

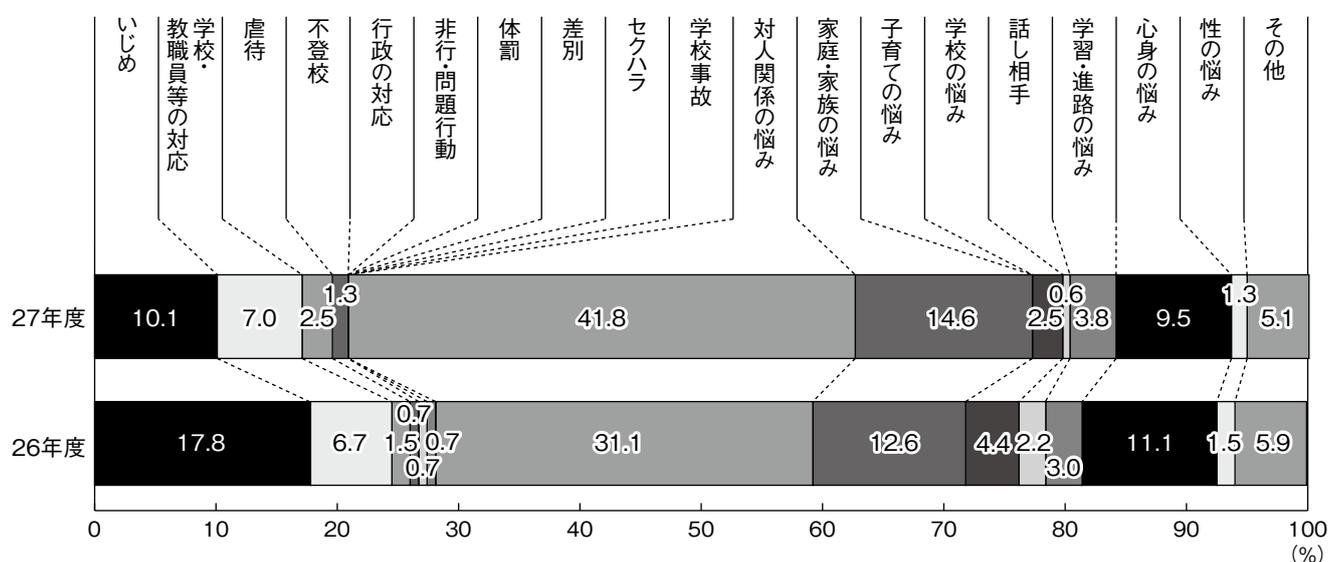
	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	131 (82.9%)	23 (14.6%)	3 (1.9%)	1 (0.6%)	—	158 (100.0%)
おとな	72 (88.9%)	3 (3.7%)	6 (7.4%)	—	—	81 (100.0%)
合計	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	—	239 (100.0%)



表④ 初回の相談者が子どもの場合の相談の内容

初回の相談者が子ども（本人158件）の場合、相談の内容は「対人関係」（66件、41.8%）が最も多く全体の4割以上を占めています。続いて「家庭・家族の悩み」（23件、14.6%）「いじめ」（16件、10.1%）となりました。初回の相談者が子どもに限った場合でも、昨年度に比べ「いじめ」に関する相談は8件減り、「家庭・家族の悩み」が6件増えています。「家庭・家族の悩み」の中では保護者だけではなくきょうだいの喧嘩など家庭内でのコミュニケーションに関わる相談が多く見受けられました。

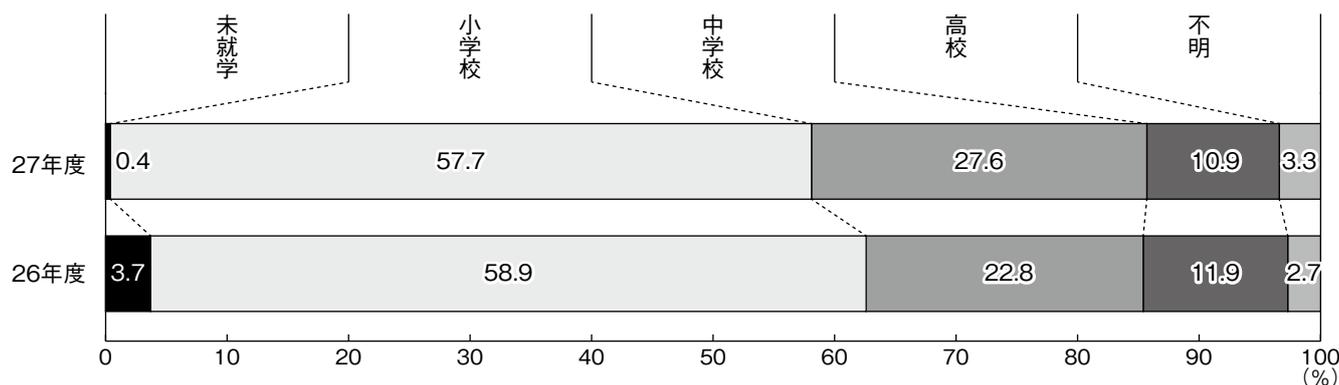
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	—	—	—	—	—	—
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
66 (41.8%)	23 (14.6%)	—	4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)



表⑤ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属で、最も多かったのは小学校に在学している子どもに関する相談が全体の約6割（138件、57.7%）となりました。次に中学校（66件、27.6%）、高校（26件、10.9%）となり、昨年度より未就学児が大幅に減少し、中学生に関する相談がやや多くなりました。各学年の内訳は表⑥の通りです。

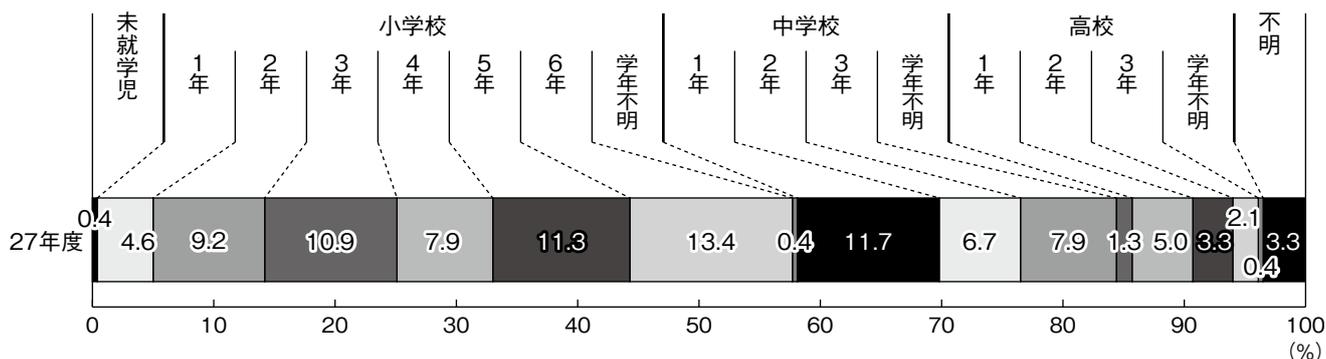
未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
1 (0.4%)	138 (57.7%)	60 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)



表⑥-1 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年は全体では小学6年、中学1年からの相談が多くなりました。

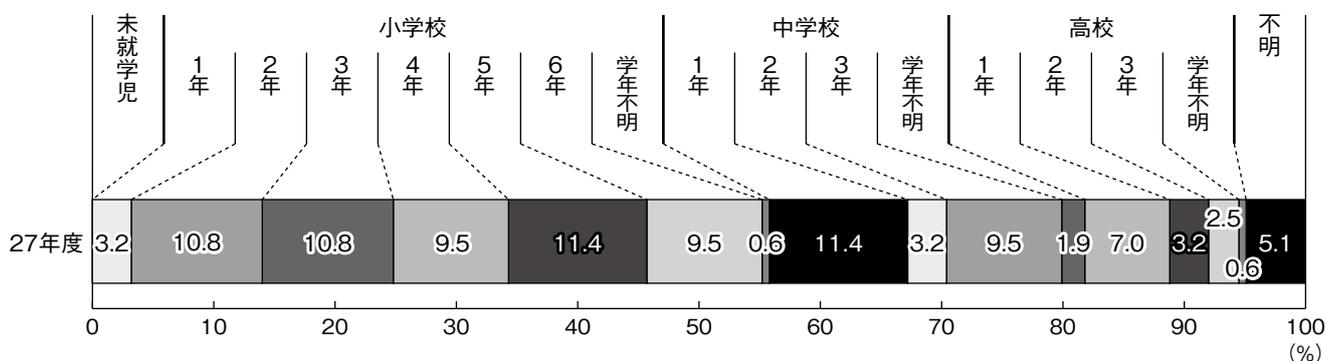
未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
1 (0.4%)	11 (4.6%)	22 (9.2%)	26 (10.9%)	19 (7.9%)	27 (11.3%)	32 (13.4%)	1 (0.4%)		
中学校				高校				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
28 (11.7%)	16 (6.7%)	19 (7.9%)	3 (1.3%)	12 (5.0%)	8 (3.3%)	5 (2.1%)	1 (0.4%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)



表⑥-2 初回の相談が子どもの場合の子どもの学年

表⑥-1のうち、初回の相談が子どもからの相談だった場合の子どもの学年は小学5年、中学1年からの相談が多くなりました。

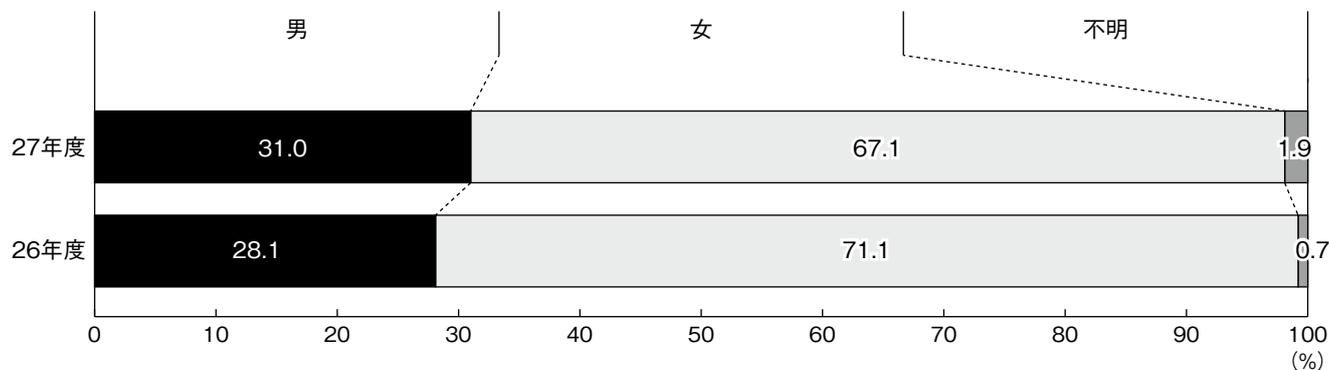
未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
—	5 (3.2%)	17 (10.8%)	17 (10.8%)	15 (9.5%)	18 (11.4%)	15 (9.5%)	1 (0.6%)		
中学校				高校				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
18 (11.4%)	5 (3.2%)	15 (9.5%)	3 (1.9%)	11 (7.0%)	5 (3.2%)	4 (2.5%)	1 (0.6%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)



### 表⑦ 初回の相談者が子どもの場合の性別

子ども（本人158件）からの相談の男女の内訳としては、これまで女子からの相談が7割を超えていましたが、今年度は女子からの相談が7割弱になり、男子からの相談が3割を越えました。男子の相談としては電話だけでなく中学生以上の男子が面接相談するケースも増えてきています。

男	女	不明	合計
49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)



### 表⑧ 相談者との相談方法

相談者からの相談方法で最も多いのは、子どももおとなも「電話」(715回、67.1%)でした。昨年同様子どもはメールのやりとりが多く、おとなの5倍以上となっています。また、今年度は「面接」(171回、16.1%)が増え、昨年度の1.4倍になっています。

「せたホッと」から相談者への相談連絡方法としては、子どもに対しては「メール」(139回、17.6%)おとなに対しては、「電話」(177回、25.2%)となり、傾向としては例年と大きな変化はありません。

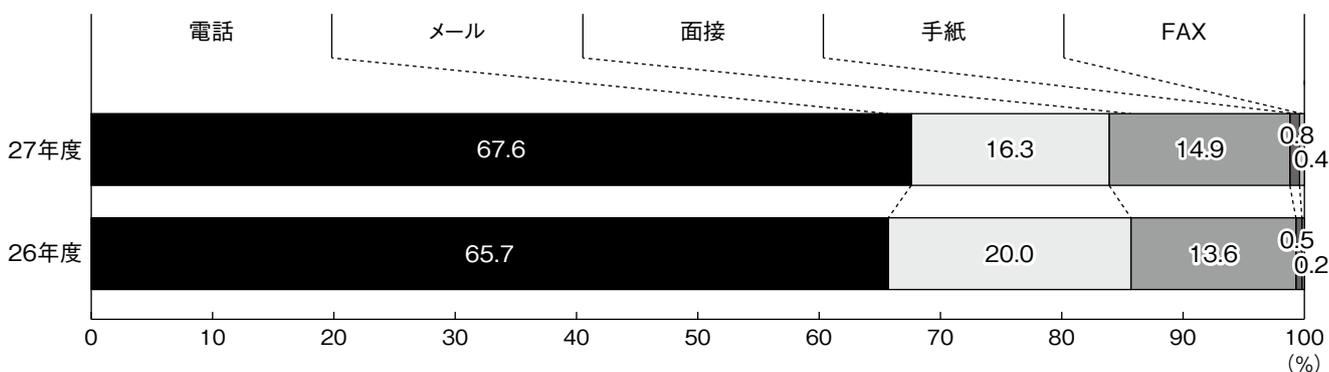
また面接は、子どももおとなも「せたホッと」での所内面接が多いですが、低年齢で公共交通機関を利用できず、来所が困難な子どものところへ訪問して面接する機会が増えています。

	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから		
子ども (%)	342 (43.3%)	44 (5.6%)	142 (18.0%)	139 (17.6%)	89 (11.3%)	24 (3.0%)	4 (0.5%)	6 (0.8%)	—	—	790 (100.0%)	1,493
合計	386 (48.9%)		281 (35.6%)		113 (14.3%)		10 (1.3%)		—			
おとな (%)	373 (53.1%)	177 (25.2%)	26 (3.7%)	24 (3.4%)	82 (11.7%)	11 (1.6%)	3 (0.4%)	2 (0.3%)	4 (0.6%)	1 (0.1%)	703 (100.0%)	
合計	550 (78.2%)		50 (7.1%)		93 (13.2%)		5 (0.7%)		5 (0.7%)			

表⑨ 委員・専門員の総活動回数（方法別）

「せたホッと」の相談活動は電話（1,383回、67.6%）が7割弱と最も多く、次いでメール（333回、16.3%）、面接（306回、14.9%）となりました。この傾向は例年通りでしたが、総活動回数は昨年の約1.2倍になりました。

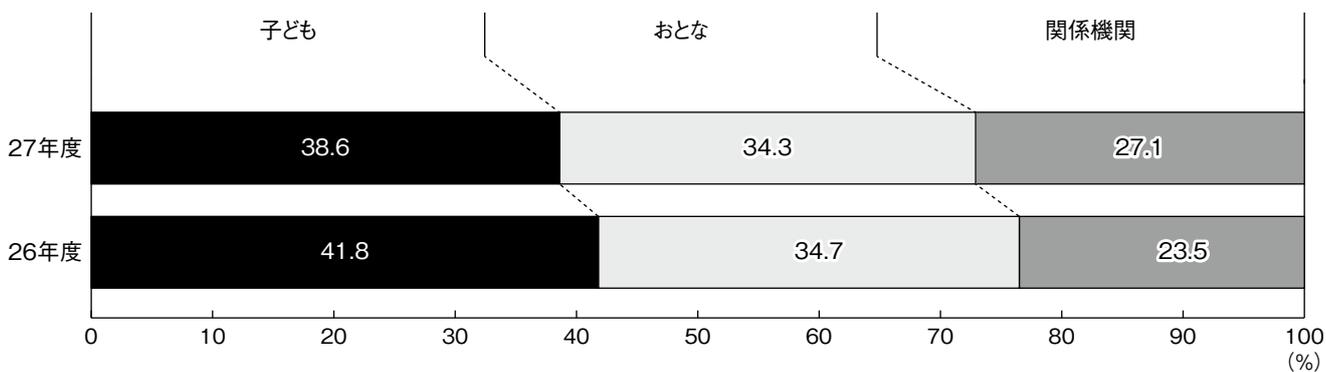
電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)



表⑩ 委員・専門員の総活動回数（対応先別）

相談対応先としては、子ども（790回、38.6%）が4割弱となり、次におとな（703回、34.3%）、関係機関（554回、27.1%）となりました。昨年度に比べて、関係機関とのやり取りが大幅に増えています。

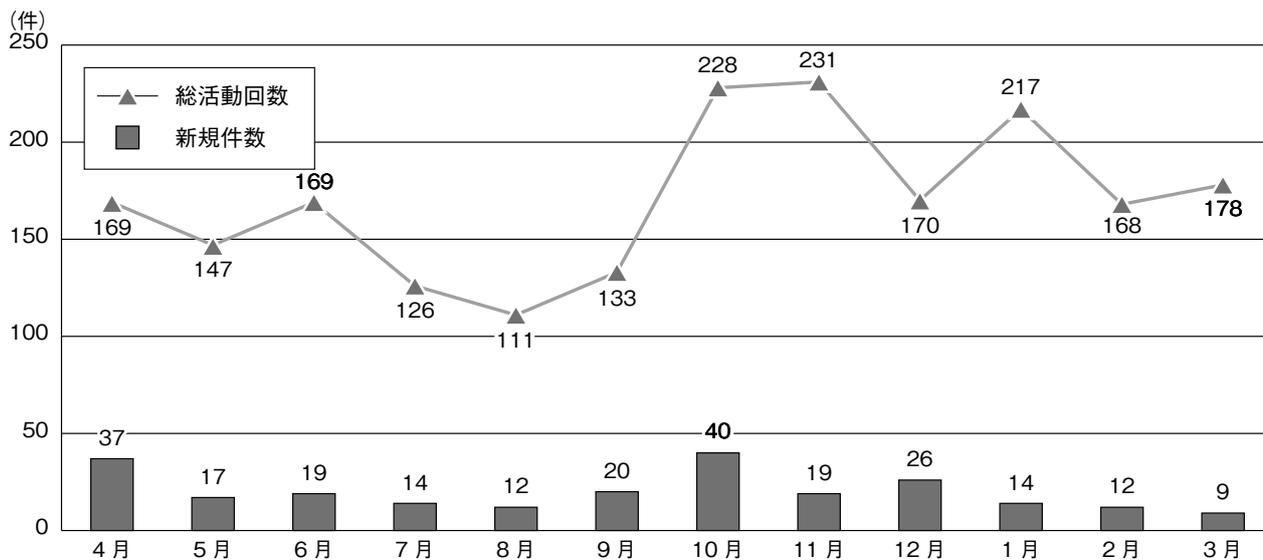
子ども	おとな	関係機関	合計
790 (38.6%)	703 (34.3%)	554 (27.1%)	2,047 (100.0%)



### 表⑪ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数は、10月、4月、12月の順に多く相談がありました。総活動回数は、11月、10月、1月の順に多く活動しました。

新規件数		総活動回数※
37 (15.5%)	4月	169 (8.3%)
17 (7.1%)	5月	147 (7.2%)
19 (7.9%)	6月	169 (8.3%)
14 (5.9%)	7月	126 (6.2%)
12 (5.0%)	8月	111 (5.4%)
20 (8.4%)	9月	133 (6.5%)
40 (16.7%)	10月	228 (11.1%)
19 (7.9%)	11月	231 (11.3%)
26 (10.9%)	12月	170 (8.3%)
14 (5.9%)	1月	217 (10.6%)
12 (5.0%)	2月	168 (8.2%)
9 (3.8%)	3月	178 (8.7%)
239 (100.0%)	合計	2,047 (100.0%)



## 2 権利の侵害を取り除くための申立て等

平成27年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てを1件受理しました。また、この申立てを受け、同第20条1項に基づく調査を行いました。

## 3 相談内容の分析

「せたホッと」が開設して、3年目の年度となりました。新規の相談件数も、委員・専門員による相談対応回数も平成26年度に比べて多くなり、平成27年度を終えました。

新規の相談件数の特徴としては、例年、子どもからの相談が多かったのですが、今年度は特に多く、その中でも男子自身からの相談が増加しました。これまで、男子の相談は、保護者からの相談が多かったのですが、自ら電話や来所相談してくる男子が増えました。また、今年度は4月と10月にリーフレットやカード、11月にニュースレターを区内の国・私立を含めた小・中・高の学校を通してすべての児童への配布を依頼したため、配布直後は電話やメールによる新規相談が相次ぎました。例年同様、学校の夏休みや冬休みとなる月は新規の相談件数は少なくなる傾向が見受けられました。

また、継続相談も多くなってきましたが、申立てされた相談も含め今年度終了したのは174件となりました。平成28年度への継続件数は73件です。

相談対象となる子どもの所属の多くは、小学生が138件であり、次いで、中学生が60件、高校生が26件という傾向も例年通りでした。中学生がやや増加した背景としては、小学校高学年あるいは中学入学当初に「せたホッと」が開設し、どのようなところかが多くの中学生に浸透してきているのだと思われます。相談したきっかけとして、多くの子どもから「カードを大切に取ってあった」と語られています。また、中学生以上になるとメールでの相談が多くなります。電話やメールのみで終える相談も多いです。

相談の内容は、「対人関係」に関する相談が73件と最も多く、続いて「学校・教職員等の対応」が36件となりました。例年多かった「いじめ」はそれに続く30件となりました。件数は少なくなっていますが、例年より「いじめ」の相談は、極めて早急な対応を求められるものが多かったです。また、いじめをした子どもの保護者からの相談も数件ありました。「学校・教職員等の対応」の相談の半数以上がおとなからの相談になり、場合によっては保護者がすでに学校とやり取りをしたあとに困って相談に来られていることも多かったです。

「対人関係」に関する相談は、子ども同士でもめていることについてのものが多いです。どれほどいやな思いをしたかななどを丁寧に聞き取る中で、もう一度仲良くするには、あるいは、距離を置くにはどうしたらいいか、子どもたちは自分の持っている力を最大限に発揮して解決策を導き出してくれます。「せたホッと」はその思いに寄り添いながら、解決策がうまくいくよう見守っていきます。



# Ⅲ

## 相談対応・調整活動状況

---

1 事例紹介

2 関係機関との連携

### Ⅲ 相談対応・調整活動状況

#### 1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例①</b> 母親・本人 中学生 いじめ 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「中学2年の頃から、子どもがいじめにあっている。金品紛失や、私物破損、身体にも、傷やあざがあるときもあった。LINEにも、本人を中傷する書き込みがあり、『もう学校に行きたくない。』と言いだした。父母で早々に学校へ相談に行ったが、その後も改善されている様子がなくどうしたらよいものか」と、不安を訴える母親からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>委員と専門員がそれぞれ、親子の面接を行いました。親の面接では、父母が早々に学校へ相談に行ったにも関わらず、改善されなかったことへの、やり場のない不信感などを受け止めました。</p> <p>また、子どもの面接では、いじめを誰かに告げることでのやり返しに恐怖を感じ、言いたくても言えなかった子どもの思いが伝わってきました。委員と専門員で、学校訪問を行い、学校がそのいじめについて認識していたことを確認した上で、安心・安全の場になるよう共によい方法を考えました。また生徒たちへの調査・指導は、相談者本人が特定されないよう十分に配慮してもらうこともお願いしました。教員の取り組みにより、いじめはなくなりました。子どもは、秘密がきちんと守られていることがわかり、まわりのおとなに伝えても大丈夫であることを確信し、安心して登校できるようになりました。</p>
<b>事例②</b> 父親・母親・本人 小学生 いじめ 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「クラスでいじめにあっている。髪をひっぱられたり、物を隠されたり、わざと足をひっかけられたり、クラスのみんなから笑いものにされたりした。子どもは我慢をしていたようで、昨日突然『学校に行きたくない』と泣き出した。いったい何がなんだかかわからず、子どもをどうしたらいいものか、学校に相談すればよいのか、何を一番にしたら良いのか、教えてほしい。」という父親からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>まずは、子どもの心と身体のケアを優先し、これ以上、つらい思いをしないように、お子さんが安心・安全が確保されるまで学校に行きたくないのお話があったら、学校をお休みするという選択肢もあるのではとお伝えしました。</p> <p>すぐに、委員と専門員が、父母・子どもの面接を行いました。その後、学校に状況をお伺いしにいくと、いじめが深刻であることがわかったため、いじめ予防授業を取り入れながら、学校全体で考えることになりました。その後、時間をかけながら少しずつ子どもが学校生活に戻れるよう見守りを続けていきました。</p>

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例③</b> 母親・本人 小学生 学校・教職員等の 対応 電話・面接	<b>【相談内容】</b> 「先生の指導を理解できない子どもがいて、クラスはまとまりのない状態になりつつある。このままでは子どもが落ち着いて学校生活を送れないのではないか。現状のクラス運営に不満があるので、どうにかして欲しい」という、母親からの電話相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> 委員と専門員が親・子どもと面接を行い、学校で落ち着いて勉強ができない様子や、先生と子どもたちの関わり方などについて話を聴きました。 その後、親子の了承を得て学校訪問をしました。校長・副校長に当該クラスの様子を聴き取り、相談者の思いを伝えました。また、クラスの状況をよくするために委員がコーディネーターとなり、学生ボランティアの導入の提案をしました。時間をかけクラスが落ち着きを取り戻した後、相談者の親子は安心してきてきた様子で、楽しい学校生活を送れているとの確認がとれました。
<b>事例④</b> 本人 中学生 虐待 面接	<b>【相談内容】</b> 放課後に突然来所した子どもから、「きょうだいのなかで私だけが怒られる。ご飯も私だけ食べさせてもらえないことがあり、もう家に居たくない」と相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> 話を聴いていくと、継父が本人にだけ厳しく接するきょうだい間差別があるため、家庭内に居場所がないようでした。また、ご飯を食べさせてもらえないという訴えもあり、虐待の疑いもあった為、本人の許可を取り、子ども家庭支援センターに対応を依頼しました。 その後も定期的に本人と面接を行い、放課後の居場所の役割も果たしつつ、中学卒業後の進路や、将来は一人暮らしをしたいという本人の希望を聴きながら、そのために必要なことなどを話し合いました。
<b>事例⑤</b> 本人 中学生 不登校 メール・面接	<b>【相談内容】</b> 「部活が厳しすぎて、先輩に怒られたりするのが嫌だなと思うようになって、なんとなくクラスの友だちともうまくいかない感じがして、学校に行きにくくなってしまいました。家にいても母親とのトラブルが絶えず、自分の居場所がないように感じています。自分が生きている意味が感じられません」という本人からのメール相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> 子どもが、電話や来所での相談は不安とのことで、メールでの相談を希望したため、そのままメールでのやりとりを続けました。不定期ながらも送られてくるメールでは、勉強や進学への不安を抱えていること、人とうまく関わるできない自分が嫌だと感じていることなどを語ってくれました。子どもの気持ちに寄り添い応援していくと子どもから「会って話してみたい」となり、来所につながりました。新学期と同時に学校へも通えるようになりましたが、メールや面接での相談を通して見守りを続けていくことになりました。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例⑥</b> 本人 小学生 対人関係の悩み 電話	<b>【相談内容】</b> 「お友だちを泣かせてしまった…。『せたホッとに電話してどうしたらよいか聞いてみたら』とお母さんに言われた」という小学校低学年の子どもからの電話相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> 丁寧に話を聴いてみると、お友だちがいやなことを言ってきて、本人がたたいたらお友だちが泣いてしまったようでした。本人の希望は「みんなで楽しく仲良く遊びたい」ということだったので、どうしたらみんなで仲良く一緒に遊べるかについて考えました。いやなことがあったらそのときは一度その子のそばから離れてみて、あとで話すという方法が見つかり、本人も「やってみます」と前向きな姿勢で、電話を終えました。その後も他の悩みごとを電話してくれるようになりました。
<b>事例⑦</b> 本人 中学生 対人関係の悩み 電話	<b>【相談内容】</b> 「1年のときは、同じクラスで話せていたのに、学年が変わってから『友だちがいるところでは、話しかけてこないで』と言われてしまいました。二人きりだと話せるのに、友だちがいるところでは、話したいのに、話せない。どうしたら彼女と話すことができますか。いい方法は、ありませんか」という、本人からの電話相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> 話したいのに、話せないという自分の思いが伝わらない状況を受け止め、どうしたら話せるのかを一緒に考えました。二人きりだと話せるというので、「どんなときに二人きりになれるのか」など相談者とともに具体的に考えていくと、電話やメールなどでも二人きりになれるのではないかと、もっと他のやりかたもあるのではないかと子ども本人からいろいろな考えが語られました。「できそうなことから試してみます」との返事をもらい、終了しました。
<b>事例⑧</b> 本人 中学生 虐待 電話	<b>【相談内容】</b> 「お母さんが怒ると、止まらなくて怖い。お父さんは、『お母さんを怒らせるのがいけない』と言う。もう我慢できない。まわりの誰にも相談できない。どうすればいいですか」という子ども本人からの電話相談がありました。 <b>【せたホッとから】</b> まず、「勇気を出して相談してくれて、ありがとう」と伝え、誰にも相談できなかった子どもの苦しみに寄り添い、母親を怒らせない方法などについて一緒に考えました。その後、子どもは勇気を持って母親に「せたホッと」に相談していることを告げると、母親からおこられなくなったとのことでした。今後も子どもと定期的に連絡をとりながら状況の確認をし、子どもには、小さなことでも相談してほしいことを伝えました。 しばらくした後に再度連絡した際も、母親の大きな怒りはないようでした。今は、学校での友だち関係のトラブルなどについても相談してくれるようになりました。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例⑨</b> 母親 子育ての悩み 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「中学1年になる息子が、最近言うことをきかなくなった。私の話を無視して、ゲームばかりしている。兄の受験は失敗したので今度はがんばりたいが、どう子育てしたらいいのかわからなくなった」という母親からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>母親の心配を受け止め、どのように子育てをしていきたいかを伺うと、まだまだ子どものことが心配で子離れができないでいる様子が伺えました。また、それと同時に思春期を迎えながら、親離れが始まる子どもの成長に気づくことが寂しい気持ちを生み、不安を感じていることもわかりました。子どもの成長をよろこびながら、見守る子育てをやってみるのはどうかと提案し、心配な気持ちがあふれそうなきはいつでも相談してほしいとお伝えし、終了しました。</p>
<b>事例⑩</b> 本人 高校生 心身の悩み 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>子ども本人から、「すべてに自信がなくもやもやする。なんだか不安でしかたない。心臓もドキドキする。僕はどうしたらよいのでしょうか」という電話相談がありました。話を聴いているうちに、「やっぱり、面接をしてほしいので今から行ってもよいですか」と本人が面接を希望し、その日のうちに来所してくれることになりました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>不安な思いにおしつぶされそうになってしまうという子どもの話を聴きながら、一つひとつの事柄について、一緒に考え状況を整理していくうちに、何よりも話すことによって、心が落ち着き、楽になるということがわかり、不安な気持ちになったときには、電話相談や、メールをうまく使い分けしながら、相談してくれるようになりました。</p>

## 2 関係機関との連携

「せたホッと」の活動が3年目となった平成27年度は、昨年度と比べても、さらに多くの関係機関との連携が進み、子どもの最善の利益のために、区内外の関係機関と連携・協力しながら活動を行なっていく機会も増え、今年度は554回ありました。また、学校、児童福祉施設、区機関といった関係機関から相談が入ってくるケースも増加傾向にあり、関係機関の方々にも、「せたホッと」が周知されてきていると感じられます。

初回の相談者が関係機関だったケースは6件(相談状況の集計推移「2. 初回の相談者の内訳」参照)あり、それぞれのケースの中で、相談者である関係機関とは42回のやり取りを行っています\*。

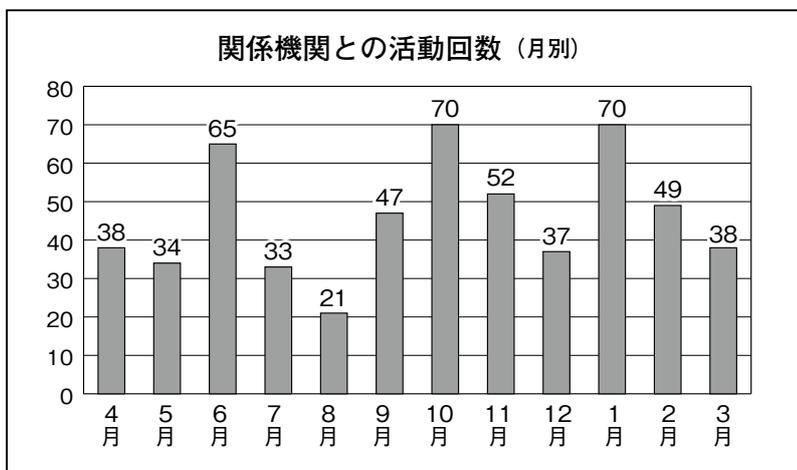
本年度も子どもへの虐待が疑われる相談については、「児童虐待防止法」に基づき、世田谷区の子ども家庭支援センター\*\*へ通告を行うとともに、児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携し、子どもへの対応について見守る関係機関のひとつとして役割を担っています。平成27年度は、世田谷区内5地域にある子ども家庭支援センターのすべてと連携し、子どもの虐待に関わる対応を行って来ました。今年度は「虐待」の相談に関して、関係機関とのやり取りを83回行っています。

また、「いじめ」や「不登校」など学校における子どもの相談については、世田谷区の「子ども条例」に基づき、在籍学校へ対応を依頼することがあります。また、私立の学校へも、世田谷区の「子ども条例」へのご理解をいただきながら、子どもの最善の利益のために協力を依頼することもあります。27年度は、区立小学校が15ヶ所、区立中学校が6ヶ所、都立高校1ヶ所、お話を伺いながら今後のことについて検討しました。学校に関わる相談では、関係機関とのやり取りを420回行っています。

27年度は「いじめ」の相談に関わって、学校や教育委員会および、その他の子どもに関わる関係者等への活動を計204回行っています。いじめ防止対策推進法の制定を受け、今後もこのような活動が増えていくことが予想されます。「せたホッと」では、「いじめ予防授業」など、子どもの権利の普及・啓発を通じたいじめ予防の取り組みを行うとともに、相談を受けた場合には、子どもを解決の主体として捉え、その子自身が本来持つ力を取り戻していけるよう、子どもの話を丁寧に聴き取り、その気持ちを代弁していくことを通して、子どもを中心とした問題解決を行っていきます。

\* 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、554回の中に含まれていません。

\*\* 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



関係機関例	
教育 関連	子どもの在籍学校
	教育委員会
	教育相談室
区機関	健康づくり課
	生活支援課 (子ども家庭支援センター)
	発達障害相談・療育センター げんき
都機関	世田谷児童相談所
	世田谷区内警察署
その他	病院
	民生児童委員

# IV

## 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発
- 2 広報・啓発物品の一覧
- 3 研修会への講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 他自治体との交流
- 6 関係機関との意見交換

## IV 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
<b>配布・掲示</b>			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校等、関係機関等	
リーフレット（小学生用）	4月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約110,000枚 配布
リーフレット（中学生以上用）	4月		
相談カード	4月・10月		
メモ帳	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
機関紙「せたホッとレター」第4号	11月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対象に配布	約100,000部 配布
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約1,600部 配布
機関紙「せたホッとレター」第5号	2月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※主に関係機関等のおとな対象	約17,000部 配布
クリアファイル	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
消しゴム	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
<b>イベント参加</b>			
三茶子育てファミリーフェスタin昭和女子大学	6月	子育て世代	リーフレット・相談カード配布
せたがやふるさと区民まつり	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ゲーム参加者にクリアファイル、相談カード配布
世田谷246ハーフマラソン	11月	ハーフマラソンイベント参加者等	ブース来場者に相談カード、消しゴム配布

関係機関等との連携			
児童館事業参加 (等々力・新町・松沢・森の・池尻・山野・烏山・成城さくら・深沢・弦巻・上北沢)	随時	児童館のイベントに来場した児童、生徒、保護者	リーフレット、相談カード、メモ帳、クリアファイル、消しゴム配布
その他の活動			
ホームページ	随時	せたホットの最新情報、活動等を随時更新	
活動報告会	7月	前年度の活動について条例に基づき報告。いじめに関する講演も併せて実施	
いじめ予防授業 ※共催	7月・3月	区立の小学生対象に弁護士とせたホット委員による授業を共催	2校 (小学校)
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	22回
テレビ・新聞等取材	3月	北海道新聞	

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、弁護士会の弁護士が学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

どんな機関なのかをアピールするために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



昭和女子大で毎年行われる三茶子育てフェスタでは、「せたホット」のマスコットキャラクターのなちゅのお面に塗り絵をしてもらいました。子どもたちの好きな色で自由に塗ってもらいます。(27年6月21日)



毎年夏に行われる恒例の「ふるさと区民まつり」。専門員考案の水槽からなちゅを救い出す「たすけてなちゅ」ゲームは大盛況でした。(27年8月1日・2日)



初の試みとして「せたホットと夏休み講座(ワークショップ)」を開催しました。スマートフォンにまつわるトラブルについて学んだあとはストラップ作りを楽しんでもらいました。(27年8月19日)



松沢児童館のイベント「あそびの宝島」に参加し、広報啓発活動を行いました。写真の宝箱は専門員の手作りです。(27年10月18日)

## 2 広報・啓発物品の一覧

### せたホッとポスター



### 相談カード



### 小学生用リーフレット



### 中学生以上用リーフレット



### メモ帳



### 消しゴム



### クリアファイル



### イベント用Tシャツ



### イベント用のぼり



### イベント用のれん





世田谷の子どもの権利をまもる「せたがや子どもサポート」広報紙 ■発行：2016年2月

# せたホッとレター 第5号

## どんな声も、うけとめます



世界をみれば、1日1.25ドルで暮らす「極度の貧困」にある人々は12億人ものぼり、その1/3が、13歳未満の子どもです。(世界銀行のレポート 2013年度)

日本においても、子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、最新の推計では、16.3%でした(厚生労働省2014年)。つまり、約6人に1人の子どもが相対的貧困のなかで育っています。このような状況を改善するために、国連は、「私たちの世界を持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年9月末)を採択し、貧しい国、豊かな国、中所得の国のあらゆる国々に行動を求めました。この目標は、「人間中心」で、「誰一人取り残されない」、また、「恐怖や暴力から自由で、平和的であり」、包括的で公正な質の高い教育を提供し、「地球規模の連帯の精神に基いたる」社会を育むことを目指しています。どの国の人々も、子どもたちがいじめや虐待、貧困などから解放されるように、努力することを意識しています。

世界銀行のレポートは、すべての人々が、豊かで満たされた生活を共有できるようにするためには、弱い立場の人々を経済に取り込みさえすればよいのではなく、発言権やエンパワーメントの確保ができる包摂的な社会とすることが必要と述べています。

せたホッとは、これからも、子どもの権利をまもるために、子どもたちの声を聴いて、一緒に問題解決の糸口を探り、力をたくわえることができるような相談・教訓活動を行っていきます。

### せたホットの広報啓発活動の様子です



毎月力尽きないようにも活動

60分児童劇あそびの演奏(10分)

## 相談を受けてからの流れ

子どもはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったこと「せたホット」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です) 秘密は必ず守ります。 ※お急ぎはかりません

例えば、こんなとき…



つらい、悲しい気持ちになったら… **相談する** 子どもの権利侵害についておとなも相談できます。



もう大丈夫。安心できたよ。 困ったことが出てきたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば引き続き支援します。

## せたホッと

**相談時間** 月～金：午後1時～午後6時  
土：午前10時～午後6時 (日曜・祝日・年末年始を除く)

**相談電話** フリーダイヤル ホット にきゅうさい 0120-810-293 FAX 03-3439-6777  
※携帯電話・PHS・公衆電話からも相談いただけます。

**せたホットとホームページ**  
http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html

**ホームページ** 子ども相談メール 携帯用入力フォーム QRコード

**アクセス** 世田谷区 警察駅前北の交差点から徒歩約3分 世田谷区立子ども子育て総合センター3階  
〒156-0051 世田谷区宮前3-15-15 世田谷区立子ども子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子ども・若者部 子ども家庭課 せたがや子どもサポート事務局 tel: 3439-8415 fax: 3439-6777

## 子どもの権利って何??

日本のありかたを定める憲法で人間が人間であるために認められる権利として、基本的人権が保障されています。子ども一人の人間として、基本的権利が保障されています。

ではなぜ子どもの権利を決めなければならないのでしょうか。子どもとおとなの違いについて考えてみると、子どもの権利について特別に考えなければならないことがわかります。子どもといっても赤ちゃんから小学生・中学生、高校生など身体の大きさも能力も違います。たとえば、生まれたばかりの子は、一人ではどうも生きていけません。つまり子どもは赤ちゃんからおとなへと成長・発達していく存在であり、おとなの支援を必要としているから、子どもの権利について特別に定めて、子どもをまもってあげる必要があるのです。それでも子どもはただまもられるだけの存在ではなく、一人の人間として、権利の主体であることを忘れてはいけません。子ども一人の人間として尊重されなければならないのです。

1989年には、子どもの権利をまもるために「子どもの権利条約」が国連総会で全会一致で採択され、国際社会として子どもの権利保障の基準が示されることになりました。

子どもの権利条約で、4つの原則といわれているのは、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生存および発達権利」「子どもの意見表明権」です。

まず、「子どもの最善の利益」は、子どもの成長発達を支援するおとなはその子にとって最善の利益は何かを考え、それを優先して子どもを支援していかなければならないということです。

「意見表明権」といって少し難しい言い方になりますが、赤ちゃんもお腹がすけば泣いて訴えることができ、それを聞いておとなはミルクをあげたりします。赤ちゃんはそういう形で意見を表明していると考えられます。子どもの意見は、その年齢および成長にあわせて、尊重されます。

「せたホット」は子どもの権利を保障するという観点から、子どもが置かれた特定の状況にたがって、その個人的な背景やニーズを考えながら、それぞれの子どもが最善の利益は何かを判断して関係機関をとり、周囲のおとなに働きかけたりします。子どもの意見や声を尊重し、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもの権利を保障するための機関です。



## 教育を受ける権利をすべての子どもに保障すること

一人の子どもが世界をまらられるってかっこいいよ

— マララ・ユスフザイさんの思い —

2014年に17歳という史上最年少でノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさん。彼女は、パキスタン北部で生まれました。15歳のとき、スクールバスで通学途中、戻り込んできた男に頭と首を撃たれ、一時意識不明の重体になったのですが、イギリスの病院に運ばれ治療を受け、さいわいにも命をとりとめました。それではなぜ、マララさんは撃たれてしまったのでしょうか。

パキスタンの北西部を中心に活動していたイスラム武装勢力のタリバンは、女子が教育を受けることを認めないかったのです。マララさんは学校に通いたいという気持ちを伝えるため11歳のときにおびえながら登校する日々をブログに書いて発信しました。その内容が世界的に注目され、タリバンの標的になってしまったのです。

マララさんは、2013年7月に国連で「一人の子ども、一人の教師、一冊の本、一本のペンが、世界を変えられる。教育こそが、唯一の解決策です」とスピーチし、教育を受ける権利をすべての子どもに保障することの重要性を世界に投げかけました。

ノーベル平和賞受賞式典では「私には声を上げずに殺されるのを待つか、声を上げて殺されるか二つの選択がありませんでした。だから声を上げて殺されるのを選んでます」「子どもたちには権利があります。質の良い教育を受け、労働から解放され、人身売買にあわない権利が。そして幸せな人生を送る権利があります。私はこうした子どもたちに寄り添います。」と力強くスピーチし、世界から称賛されたのです。

教育を受ける権利の保障は、言い換えるならば、生存および発達の権利の基盤となる学習権を保障することです。

これって相談? Yes!!

### 3 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。講演の内容は「子どもの人権擁護の新たな仕組みと活動状況」「人権全般についての講義、子どもの人権についての事例演習、ディスカッション」「子どもの人権を理解しよう」等です。

日程	研修名	担当
8月21日	学校教育相談研修（中級）	委員
8月26日	スクールカウンセラー夏季研修	委員・専門員

### 4 視察受入れ

世田谷区の議員や、他自治体の委員や職員、そして海外からの視察の計9件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	視察団体等
7月 9日	区議・都議（生活者ネットワーク）
7月10日	宗像市子どもの権利救済委員
8月 3日	区議（公明党）
8月 7日	大津市いじめ対策推進室
8月11日	朝霞市福祉部
9月10日	韓国保健社会研究院 社会サービス研究室 児童福祉研究センター
10月12日	ベルギー 欧州子どもにやさしいまちネットワーク代表
10月22日	相模原市こども青少年課
3月30日	インドネシア共和国女性のエンパワーメントと児童保護省 子どもの参加局長、子どもの健康と福祉局長



インドネシア共和国女性のエンパワーメントと児童保護省 子どもの参加局長、子どもの健康と福祉局長の視察  
(中央の2名)

## 5 他自治体との交流

10月には西東京市で開催された『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2015に参加し、3月には「北海道の子ども条例と子ども相談・救済機関の取り組み」シンポジウムに参加する等、他自治体の担当者等と情報交換や意見交換を行いました。

日 程	会議名等
10月9日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に出席（西東京市市民会館）
10月10日、11日	『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム（西東京市）に参加・報告
3月5日	「北海道の子ども条例と子どもの相談・救済機関の取り組み」シンポジウムに参加・報告（北海学園大学）
3月7日	札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターを視察

## 6 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、積極的に意見交換をしました。

日 程	会議名等	担 当
7月 2日	要保護児童対策協議会（全区）	委員
7月 2日	いじめ防止等対策連絡協議会	委員
7月14日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
10月 7日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
12月10日	要保護児童対策協議会（全区）	委員
12月10日	いじめ防止等対策連絡協議会	委員



# メッセージ 相談者からの声

---

1 子どもサポート委員 月田 みづえ

2 相談・調査専門員 伊藤 明奈  
田中 由美子

3 相談者からの声

## 1 子どもサポート委員

子どもが「家庭・家族の悩み」で直接、相談のため来所するケースが増加

子どもサポート委員 <sup>つきだ</sup> 月田 みづえ

せたホッと開所以来の3年間の相談内容別件数（新規）では、「家族・家庭の悩み」が年々増加する傾向にあります。25年は13件、26年は26件、27年は28件でした。

その要因として、小学校高学年の相談者の増加が関わっていると思います。小学校低学年では、家庭や家族に課題を抱えている場合、学校内で、まずご本人が担任に相談したり、担任が気付いて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、副校長、校長などと一緒に対応し、必要な場合に、子ども家庭支援センターと連携するという流れができていないかと思えます。

一方、小学校高学年の相談者のなかには、せたホッとに直接、予約なしに飛び込みで来所される場合がめだってきました。話を聞くと、まだだれにも相談していない。カードを手にながら、とにかく直接話に来たというケースが多いです。なかには、今日帰るところがない、と思い詰めた相談もありました。

なぜ、せたホッとに相談？

せたホッとという学外の機関を頼ったのは、学校名を言わなくてもよい、話したら学校にわかってしまうのですか？⇒ご本人が望まなければ学校とはコンタクトを取らない⇒よかった。というやり取りに表れています。なぜなら“学校とはトラブルを起こしたくない”、“学校は楽しい”、“学校に行けなくなったら家に居場所がないのに、ひとりで寂しくなっちゃう”という気持ちを抱え、家族関係の悩みは、友だち、親、兄弟にも相談できなかつたと打ち明ける場合が多いです。本人が相談できそうだという親戚に連絡をして、本人の悩みを伝え、親との仲介役をお願いし、その後、家族内の関係が好転したということもありました。本人が訴えに来てくれる勇気を持っていたため、相談にのることができ、子ども家庭支援センターに連絡をする事態になる前に、解決できたケースです。

家庭・家族の悩みでは、せたホットは、昨年までに、＜長引く相談＞パターンの体制を確立してきました。すでに他機関が関わった後に、本人や本人以外から、虐待相談を受けた場合です。子ども家庭支援センターや児童相談所と連携、主導的対応をおまかせしたうえで、せたホットも継続して見守りが必要なら、学校や子ども家庭支援センターなどとトライアングルの関係をつくるというものです。

今年の＜早期相談＞パターンは、先のように学校にも言いたくない家庭の悩みを早い段階で打ち明けてくれたことで、子ども家庭支援センターの案件になるほど深刻にならないうちに、家庭内への対処で解決できたものです。早めに悩みを打ち明けてもらえるよう身近で、垣根の低い相談機関としての体制づくりを今後も強化したいと思っています。

人類の歴史では、家族は、数千年にわたって社会の中核を担ってきました。家族形態は大家族から核家族化し、地域のつながりの希薄化など社会環境は変化してきました。

今日、家族は貧困、疾病などの多くの危機に立ち向かい、ライフスタイルや家族のあり方の多様化にもかかわらず、依然として、子どもの規範、文化的な価値の伝承などの重要な役割を担っています。現代社会のこれらへの対応は、個々の家庭の努力だけでは、困難な時代です。

相談される子どもの悩みで多いのは、責任感や“愛情“から支配・管理したがる親と自分の力で解決したいという気持の葛藤です。

国連は、国際家族年（1994年）から、家庭という基本的制度を支える国際協力の増大を新たに促進しています。国際家族年のモットーを「家族から始まる小さなデモクラシー」として、社会の福祉を確保するうえで家族が中心的役割を演じることを重視しました。

それに先がけ、世界NGOフォーラムでは、「国際家族年は、家族と社会全般の双方において、人権、特に子どもの権利、個人の自由、男女平等の促進を支援しなければならない」と強調されました。つまり、家族一人ひとりが潜在能力を十分に発揮できるよう、家族の内なる力を強化することが大事としています。すべての家庭で安全・安心な機能が保たれて、時として抱える困難な課題をのりきるために、社会的に家庭を支援するための新たな相互扶助システムが必要といわれています。

[http://www.unic.or.jp/news\\_press/info\\_materials/booklets\\_leaflets/1525/?mode=html](http://www.unic.or.jp/news_press/info_materials/booklets_leaflets/1525/?mode=html)  
国際連合広報センター、国際家族年（IYF,1994）



## 2 相談・調査専門員

### 一呼吸おいて考える力

1960年代に発展した「家族療法」という臨床的アプローチの中に「直線的因果律」と「円環的因果律」といった概念があります。前者は原因Aによって結果Bが引き起こされていると直線的に考えるのに対し、後者は原因と思われているAが実はBによって引き起こされている可能性についても着目する考え方です。例えば、「階段から落ちて骨折した」というときの原因と結果は、「階段から落ちた(A)→骨折(B)」と直線的に表すことができます。一方、「勉強が嫌いだから学校を休みたい」という子どもがいた場合はどうでしょうか。「勉強が嫌い(A)→学校を休みたい(B)」と直線的に考えた場合、あの手この手でなんとか子どもが勉強を好きになるための方法を試みるかもしれません。しかし、これを円環的因果律で考えてみると、「学校を休みたいと思うようになった(B)→勉強が嫌いになった(A)→ますます学校を休みたくなかった(B)」と捉え直すこともできます。学校を休みたいという例においては、原因は1つでない場合が多いため、子どもの訴えを尊重しながらも、直線的に考えるのではなく、様々な角度で捉えていくことが大切だと思います。また、「ウチの子は勉強を全くしないからガミガミ言うてしまうのです」といった親子間のコミュニケーションにおいても、「ガミガミ言う→勉強する気がなくなってしまう→さらにガミガミ言う・・・」のように、どちらも原因となり得るような悪循環を見出すこともできます。

このように人間社会における出来事は、原因と結果が直線的に結びつかず相互に影響し合っており、円で繋がっているかのように循環していることも多いように思います。原因を探すことに意味がないというわけではありませんが、1つの原因(と思われること)を取り除こうと躍起になり、それがあたかも解決への唯一の方法だと言わんばかりに頑なになってしまうことで、見えなくなってしまう可能性も多いように感じています。特に、子どもの発達是我たちが思う以上に柔軟です。1つの原因(と思われること)に固執するのではなく、子どもを取り巻く家庭や学校、地域など、より大きな環境のバランスを観察する中で、“変えられそうなこと”を見つけ、どのようにしたら問題が小さくなり、良い循環が生まれそうか、共に考えることによって、広がる可能性を発見することもあります。

実際、「せたホッと」でお話を聴かせていただいている中でも、周りのおとなが考えもしなかった方法で、子ども自身が「よかった!」と問題を解決させていることもあります。一方で、おとなのほうが1つのゴールを目指さないと不安になってしまったり、マニュアルのようなものが欲しくなったり、何でも簡単に調べられる便利な時代において、“わからないこと”を“わからないまま”にしておくことができにくくなっているように感じることもあります。そんなときこそ、少し立ち止まって考えてみることで、これまで想定をしていなかった新たな見方や気づきを得ることも多いものです。

子どもにとって大切なことは、おとなが描く解決のかたちを押し付けるのではなく、「もう大丈夫!」と心から思えるようになるためにはどうすれば良さそうか、その可能性を子ども自身でじっくりと考えられるようになること、そして、すこしの勇気をもって試行錯誤できるようになることなのではないかなと思います。そんなことを感じながら、子どもたちが自分らしく健やかに、何より二度と来ない“今日”という1日をしあわせに過ごせるよう、これからも一緒に考えていきたいと思っています。

相談・調査専門員 伊藤 明奈

## 助け合う心に・・・

ある小学校の運動会のなかで、助け合う心に学んだことがありました。

それは、クラス全員リレーのときでした。

毎日行われる学年練習では、走るのが苦手な子がいて、その子が走ると、途端に最下位になり、その後追い上げて、1位になることができません。

子どもたちのなかに「あいつがいるから、勝てない」「あいつのせいだ」「あいつが速く走らないからだめなんだ」などと言いつぶす人が多くなりました。しかし、どんなにその子を責めても、1位になることはできません。すると、ひとりの子が考えました。「足の遅い子の分は、速く走れる子が、頑張ればいいよ」その一言から、クラスで『勝利への道大作戦』という取り組みが始まりました。

- ・クラス全員のタイムを測り、速い子、遅い子に分ける。
- ・走る順番を組み替える。
- ・走る練習では、タイムの速い子と遅い子がペアとなり、速く走れる方法を考え、一緒に走る。
- ・バトンの渡し方を工夫する。

など『勝利への道大作戦』には、次から次へといろいろな考えが出され、話し合い、実行されました。

そして迎えた本番、クラス全員で取り組んだ『勝利への道大作戦』は、見事成功し、1位を勝ち取ることができました。子どもたちはみんなで涙し、大喜びでした。

子どもたちが、ひとりを責めるのではなく、できないところを協力し助け合う。

できないところに変わる力をみんなで考え、作り出し、実行していく。

そして、みんなで助け合ったその先には、みんなで大喜びができる勝利があった。

これこそが、私たちおとなも、子育てしていくなかで、また生活していくなかで、いろいろな支援に通じるものだと思います。

わが子にもただ「がんばれ、がんばれ」というだけでなく、子どもにどう寄り添えばよいのか。今できないところを、どう支えればよいのかについて、時にはまわりの協力も得ながら、子どもと一緒に考え、お互いに助け合う、そんな関係のなかで、子どもの成長も、子育ての喜びも生まれるのではないのでしょうか。

「せたホッと」への相談も、学校、地域、いろいろなところと連携しながら、ひとつのクラスのように、みんなで助け合う心を大切にして、その子にとって何がよいことなのか、その子の思いに寄り添って、どう支援していけばよいのか考えていきます。そして、子どもたち一人ひとりを大切に見守りたいと思っています。

相談・調査専門員 田中 由美子

### 3 相談者からの声



みなさん、いじめられていやな気持ちになったことはありますか。そしたら、ここ、せたホッとに電話してみてください。ここに電話すると、どんななやみがあっても、かいけつしてくれます。ぼくは学校でノートや教科書、ドリルをまとめてけられたりしたことがありました。そんなすごくいやなこともここに相談したら、ぼくの味方になってアドバイスをしてくれたので、心が軽くなりました。ぼくは、電話をする前は、いやな気持ちだったけど、電話をしたらすっきりしました。ぼくはずっといじめられていたから、なかまがあまりいないと思っていました。でも、先生とクラスのみんなで話し合いをして、ぼくがこれからどうしてほしいかを伝えました。「みなさん、いじめられている人がいたら、いじめにのらないで、いじめられている人を助けてあげてください。」とみんなの前で言いました。そしたら、よく日みんなはぼくの味方してくれるようになりました。

#### 「せたホッと」から

～子どもからの声を受けて～

「せたホッと」に「電話をしたらすっきりしました」と思ってもらえてよかったです。「せたホッと」はお話を聴いて、相談してくれた子ができることを一緒に考え、相談してくれた子は自分の力でクラスメイトに伝えることができました。その力を後押しできる「せたホッと」でありたいと思います。



## おわりに

### 3年間の活動をふり返って

子どもサポート委員 はんだ かつひさ  
半田 勝久

「せたホッと」が開設され、3年が経ちました。この間、いじめ、学校・教職員等の対応、不登校、体罰、虐待等を主訴とする子どもの権利侵害にかかわるさまざまな相談がありました。そのなかでも、速やかな対応や子どもの救済が必要と考えられる案件に、子どもサポート委員は面談や学校・関係機関を訪問し、相談対応や調査・調整をしてきました。

#### 子ども本人の気持ちに寄り添って

相談から対応や救済までの流れですが、まずは相談・調査専門員が相談者から丁寧に話を聴き取ります。そのなかで、子どもや家庭の支援が必要であったり、学校や施設など子どもが生活している環境に働きかけた方がよいと考えられる案件があると、すぐに子どもサポート委員につながられます。次にその時点での情報を整理し、最初は電話やメールでの相談であっても、子ども本人の表情や声を感じながらから直接話しを伺えるよう、来所が可能であるか、住んでいるところから近くの区の施設などで会うことができないか、子どもや保護者に語りかけていきます。

面談が可能になると、保護者同伴の場合は相談の概要を聴き取りした後、本人同意の上、保護者に別室で待っていただき、子ども本人から話しを伺います。はじめに、来てくれて、会えてうれしいことを伝え、日常生活のなかでの楽しみや、趣味などを聴いて、落ち着いて話ができる雰囲気を整えます。お互いに少しずつ話ができるようになると、今困っていることやいやだと感じていることはどんなことか、そのように感じるきっかけや出来事について話を聴かせてもらうなかで、語ってくれる子ども本人の気持ちに寄り添っていきます。そのうえで、どうしたら困っていることやいやだと感じていることを解消したり、やわらげたりすることができるのか、いっしょに考えていきます。

#### 「せたホッと」にできること

「せたホッと」に協力してほしいことや助けてほしいことについても話を伺います。そこでは、「せたホッと」の役割や職務を説明し、どういった協力や手助けができるのか、またどういったことはできないのか話をし、安心・安全な環境で生活することができるようになるための方策をともに考えていきます。保護者にも、考えを伺います。

相談対応で学校や関係機関に話を聞きに行ったり、本人の気持ちを代弁することができること、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、調査・調整を行うことができること、その結果必要と認めるときは、関係機関などに対して要請や意見表明ができることも、状況に応じてわかりやすい言葉で説明します。

#### 子どもの成長・発達を見据えた子どもの救済

案件ごとにこうしたことを丁寧に行っていきます。その結果、子ども本人や保護者が「せたホッと」の役割を理解してくださり、定期的に面談や連絡を取り合うなかで、元気を回復し解決につながったケースも数多くありました。

一方、子どもや保護者との関係をうまく築けなかったケースもあります。たとえば、学校に関するケースでは、すでに保護者と学校との関係が相当こじれており、お互いに信頼関係が築けていないなか、怒りと不信感が渦巻いていることもあります。教師の対応に納得できず、それを断罪することを念頭に置いたケースは、絡まった糸を一つひとつほぐすような対応や調整を試みても、不信感を解消できず物別れになってしまうこともあります。子どもの最善の利益を確保・実現するために何をどうしていったらよいのかというイメージを相談者及び教師と共有できないと、ときに、おとなの不満が当該子どもや周囲の子どもに牙を向き襲いかかってくる場合があります。そうであるからこそ、子どもや周囲のおとなとともに子どもの成長・発達を見据えた子どもの救済について検討を深めていく必要があるのです。

### 地域の子ども支援人材とともに

そうしたなか、「せたホッと」が力を注いできた活動としては、地域の子ども支援人材と連携・協力した取り組みです。「せたホッと」に寄せられた相談で、相談・調査専門員と子どもサポート委員が実際に学校を訪問し、クラスの様子を観察させていただいたり、いっしょに給食を食べたり、掃除をしたりするなかで、クラスに入っただけの支援が望まれる場合、管理職や担任と話し合いその効果が期待できると合意できたとき、教師や子どもを支援する職業を目指している大学生などにボランティアや支援要員として当該クラスや学年の見守り、特別に配慮を要する子どもの個別支援などに入ってもらうというものです。

例を挙げると、周囲の子どもに迷惑な行為をしてしまう子どもが複数いて静かに授業を受ける環境を整えることができていないクラス、教師と子どもとの信頼関係が構築できておらず落ち着かないクラス、いじめや不登校等様々な教育問題が連続して起こっているクラスなど、そのなかで子どもの権利侵害が起きている事案です。子どもサポート委員がコーディネーターになりながら、担任や学年の先生、管理職と対応を協議し、問題状況が改善されるまでの一定期間、大学生等が支援に入るというものです。子どもと年齢が近い若者が、子どもの気持ちを理解しようと子どもとかわり、トラブルが起きている子どもどうしや教師との橋渡しをするなかで、クラスの状況が改善し、結果として子どもの権利侵害を取り除くことにつながりました。

### 意見表明のフォローアップ

平成26年度には、区立学校における通常学級の特別支援教育のあり方を考えさせられる案件が複数あったことから、見えてきた問題点を整理し、意見表明をしました。平成27年度も発達に課題のある子どもにかかわる案件が複数あり、あらためてこの意見に基づいた体制を整備できるよう教育委員会とも意見交換しました。この成果として、平成28年度から大幅に学校包括支援員が増員されることになりました。国や都の制度も年々変化するなかで、「子どもの最善の利益」の観点から仕組みを整備できるよう、引き続き教育委員会と話し合いを進めていきたいと思えます。

この3年間で年々「せたホッと」の新規ケースや総活動回数は増えてきています。子ども相談カードやリーフレットの配布、地道な児童館事業への参加、母親学級などでの講演、弁護士会の協力を得て実施したいじめ予防授業などを通じて、子どもや保護者に認知されるようになってきました。子ども家庭支援センターや教育委員会など関係機関との連携も大幅に増えていきます。

こうした新規案件や総活動回数の増加に伴い、相談・調査専門員の負担も増大しています。「せたホッと」の体制を堅固にしていくための検討も喫緊の課題となってきています。

# VI

## 参考資料

---

子ども条例

子ども条例施行規則

相談状況の集計推移

アンケート結果

ホッとにきゅうさい FAX

# 世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号

## 目次

前文

第1章 <sup>そうそく</sup>総則（第1条—第8条）

第2章 基本となる政策（第9条—第14条）

第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）

第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）

第5章 推進体制など（第27条—第31条）

第6章 <sup>ざっそく</sup>雑則（第32条）

<sup>ふそく</sup>附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

## 第1章 <sup>そうそく</sup>総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、<sup>はいりよ</sup>配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に

実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

## 第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決す

るため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

## 第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
  - 3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

## 第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりまます。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
  - 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
  - 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

## 第5章 推進体制など

(推進体制)

- 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。
- (国、東京都などとの協力)

- 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

- 第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。
- (啓発)

- 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

## 第6章 雑則

(委任)

- 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

# 世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員（条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て（条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定め

る場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てが行われている場合又は不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査（条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等（条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止）

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者（以下「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（要請及び意見）

第11条 擁護委員は、要請（条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。）をし、又は意見（条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。）を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（対応についての報告）

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条

例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書（第9号様式）によりその内容を通知するものとする。

（公表）

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員（条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。）は、調査又は調整（条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。）をするときは、身分証明書（第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（擁護委員会議）

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

（委任）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 相談状況の集計推移（年度欄の無い表は全て平成27年度の集計です）

### 1. 初回の相談方法と件数（新規件数）

	年度	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	25	51 (38.6%)	9 (6.8%)	2 (1.5%)	3 (2.3%)	—	65 (49.2%)
	26	108 (49.3%)	21 (9.6%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	—	135 (61.6%)
	27	131 (54.8%)	23 (9.6%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	—	158 (66.1%)
おとな	25	57 (43.2%)	4 (3.0%)	5 (3.8%)	1 (0.8%)	—	67 (50.8%)
	26	80 (36.5%)	3 (1.4%)	1 (0.5%)	—	—	84 (38.4%)
	27	72 (30.1%)	3 (1.3%)	6 (2.5%)	—	—	81 (33.9%)
合計	25	108 (81.8%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.1%)	—	132 (100.0%)
	26	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	—	219 (100.0%)
	27	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	—	239 (100.0%)

### 2. 初回の相談者の内訳（新規件数）

年度	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
25	64 (48.5%)	52 (39.4%)	6 (4.5%)	4 (3.0%)	1 (0.8%)	—	—	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	—	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	—	—	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)

### 3. 相談対象となる子どもの所属（新規件数）

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
25	11 (8.3%)	66 (50.0%)	36 (27.3%)	6 (4.5%)	13 (9.8%)	132 (100.0%)
26	8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	1 (0.4%)	138 (57.7%)	66 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)

### 4. 相談の内容（新規件数）

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	28 (21.2%)	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	—	—	—
26	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	—	—	2 (0.9%)	1 (0.5%)	—	1 (0.5%)
27	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	—	—	—	1 (0.4%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.0%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	—	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)
27	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数65件を加えた304件に対する回数

## 5. 相談内容別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	11 (16.9%)	8 (12.3%)	5 (7.7%)	—	—	—	—	—	—	—
26	24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	—	—	1 (0.7%)	1 (0.7%)	—	—
27	16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	—	—	—	—	—	—
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	18 (27.7%)	9 (13.8%)	—	2 (3.1%)	3 (4.6%)	3 (4.6%)	1 (1.5%)	—	5 (7.7%)	65 (100.0%)
26	42 (31.1%)	17 (12.6%)	—	6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)
27	66 (41.8%)	23 (14.6%)	—	4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)

## 6. 子どもの性別（新規件数）

年度	男	女	不明	合計
25	49 (37.1%)	76 (57.6%)	7 (5.3%)	132 (100.0%)
26	81 (37.0%)	133 (60.7%)	5 (2.3%)	219 (100.0%)
27	100 (41.8%)	134 (56.1%)	5 (2.1%)	239 (100.0%)

## 7. 子どもの性別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

年度	男	女	不明	合計
25	12 (18.5%)	52 (80.0%)	1 (1.5%)	65 (100.0%)
26	38 (28.1%)	96 (71.1%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)
27	49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)

## 8. 相談者の相談方法（延べ相談回数）

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	342 (59.3%)	142 (24.6%)	89 (15.4%)	4 (0.7%)	—	577 (100.0%)
おとな	373 (76.4%)	26 (5.3%)	82 (16.8%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)	488 (100.0%)
合計	715 (67.1%)	168 (15.8%)	171 (16.1%)	7 (0.7%)	4 (0.4%)	1,065 (100.0%)

## 9. 「せたホッと」から相談者への対応方法（延べ対応回数）※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	44 (20.7%)	139 (65.3%)	24 (11.3%)	6 (2.8%)	—	213 (100.0%)
おとな	177 (82.3%)	24 (11.2%)	11 (5.1%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	215 (100.0%)
合計	221 (51.6%)	163 (38.1%)	35 (8.2%)	8 (1.9%)	1 (0.2%)	428 (100.0%)

## 10. 委員・専門員の総活動回数（方法別）※

年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
25	891 (67.7%)	203 (15.4%)	202 (15.3%)	10 (0.8%)	11 (0.8%)	1,317 (100.0%)
26	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)
27	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)

### 11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
25	496 (37.7%)	492 (37.3%)	329 (25.0%)	1,317 (100.0%)
26	721 (41.8%)	599 (34.7%)	406 (23.5%)	1,726 (100.0%)
27	790 (38.6%)	703 (34.3%)	554 (27.1%)	2,047 (100.0%)

### 12. 新規件数と総活動回数の月別推移

	新規件数	総活動回数
4月	37 (15.5%)	169 (8.3%)
5月	17 (7.1%)	147 (7.2%)
6月	19 (7.9%)	169 (8.3%)
7月	14 (5.9%)	126 (6.2%)
8月	12 (5.0%)	111 (5.4%)
9月	20 (8.4%)	133 (6.5%)
10月	40 (16.7%)	228 (11.1%)
11月	19 (7.9%)	231 (11.3%)
12月	26 (10.9%)	170 (8.3%)
1月	14 (5.9%)	217 (10.6%)
2月	12 (5.0%)	168 (8.2%)
3月	9 (3.8%)	178 (8.7%)
合計	239 (100.0%)	2,047 (100.0%)

### 13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	その他	関係機関	合計
電話	131 (54.8%)	53 (22.2%)	7 (2.9%)	2 (0.8%)	—	4 (1.7%)	6 (2.5%)	203 (84.9%)
メール	23 (9.6%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	26 (10.9%)
面接	3 (1.3%)	6 (2.5%)	—	—	—	—	—	9 (3.8%)
手紙	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
FAX	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	—	4 (1.7%)	6 (2.5%)	239 (100.0%)

### 14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	386 (48.9%)	281 (35.6%)	113 (14.3%)	10 (1.3%)	—	790 (100.0%)
おとな	550 (78.2%)	50 (7.1%)	93 (13.2%)	5 (0.7%)	5 (0.7%)	703 (100.0%)
関係機関	447 (80.7%)	2 (0.4%)	100 (18.1%)	1 (0.2%)	4 (0.7%)	554 (100.0%)
合計	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数65件を加えた304件に対しての回数

### 15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・ FAX	手紙	合計
電話 (相談者から)	298 (14.6%)	243 (11.9%)	144 (7.0%)	26 (1.3%)	4 (0.2%)	—	—	—	715 (34.9%)
電話 (事務局から)	152 (7.4%)	53 (2.6%)	12 (0.6%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	—	—	221 (10.8%)
電話 (関係機関(者))	292 (14.3%)	141 (6.9%)	13 (0.6%)	1 (0.0%)	—	—	—	—	447 (21.8%)
メール (相談者から)	—	—	—	—	—	—	168 (8.2%)	—	168 (8.2%)
メール (事務局から)	—	—	—	—	—	—	163 (8.0%)	—	163 (8.0%)
メール (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	2 (0.1%)	—	2 (0.1%)
面接 (事務所)	7 (0.3%)	9 (0.4%)	36 (1.8%)	60 (2.9%)	28 (1.4%)	31 (1.5%)	—	—	171 (8.4%)
訪問 (学校)	3 (0.1%)	4 (0.2%)	6 (0.3%)	5 (0.2%)	1 (0.0%)	—	—	—	19 (0.9%)
訪問 (その他)	4 (0.2%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	5 (0.2%)	—	—	16 (0.8%)
訪問 (関係機関(者))	13 (0.6%)	10 (0.5%)	11 (0.5%)	18 (0.9%)	17 (0.8%)	31 (1.5%)	—	—	100 (4.9%)
手紙 (相談者から)	—	—	—	—	—	—	—	7 (0.3%)	7 (0.3%)
手紙 (事務局から)	—	—	—	—	—	—	—	8 (0.4%)	8 (0.4%)
手紙 (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.0%)	1 (0.0%)
FAX (相談者から)	—	—	—	—	—	—	4 (0.2%)	—	4 (0.2%)
FAX (事務局から)	—	—	—	—	—	—	1 (0.0%)	—	1 (0.0%)
FAX (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	4 (0.2%)	—	4 (0.2%)
合計	769 (37.6%)	462 (22.6%)	224 (10.9%)	113 (5.5%)	53 (2.6%)	68 (3.3%)	342 (16.7%)	16 (0.8%)	2,047 (100.0%)

### 16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	15 (6.3%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	—	—	—	1 (0.4%)
2～9回	10 (4.2%)	14 (5.9%)	4 (1.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	—	—	—	—
10回以上	5 (2.1%)	7 (2.9%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	—	—	—	—	—	—
合計	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	—	—	—	1 (0.4%)
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	58 (24.3%)	14 (5.9%)	11 (4.6%)	3 (1.3%)	—	5 (2.1%)	7 (2.9%)	1 (0.4%)	7 (2.9%)	144 (60.3%)
2～9回	14 (5.9%)	13 (5.4%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	5 (2.1%)	—	3 (1.3%)	72 (30.1%)
10回以上	1 (0.4%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	3 (1.3%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	23 (9.6%)
合計	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)

### 17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	32 (13.4%)
火曜日	38 (15.9%)
水曜日	39 (16.3%)
木曜日	38 (15.9%)
金曜日	39 (16.3%)
土曜日	26 (10.9%)
メール・手紙	27 (11.3%)
合計	239 (100.0%)

### 18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	3 (1.3%)
11時台	5 (2.1%)
12時台	4 (1.7%)
13時台	23 (9.6%)
14時台	26 (10.9%)
15時台	44 (18.4%)
16時台	39 (16.3%)
17時台	24 (10.0%)
18時台	21 (8.8%)
19時台	23 (9.6%)
時間外受付(メール・手紙)	27 (11.3%)
合計	239 (100.0%)

### 19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,101 (53.8%)
女	936 (45.7%)
不明	10 (0.5%)
合計	2,047 (100.0%)

### 20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設 (入所・通所)	児童館	その他	合計
対人関係の悩み	68 (28.5%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	—	—	—	1 (0.4%)	1 (0.4%)	73 (30.5%)
学校・教職員等の対応	35 (14.6%)	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	36 (15.1%)
いじめ	30 (12.6%)	—	—	—	—	—	—	—	30 (12.6%)
家族・家庭の悩み	1 (0.4%)	27 (11.3%)	—	—	—	—	—	—	28 (11.7%)
心身の悩み	9 (3.8%)	6 (2.5%)	—	—	—	—	—	—	15 (6.3%)
子育ての悩み	5 (2.1%)	6 (2.5%)	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	12 (5.0%)
虐待	1 (0.4%)	6 (2.5%)	—	—	—	—	—	—	7 (2.9%)
学習・進路の悩み	1 (0.4%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	1 (0.4%)	6 (2.5%)
不登校	5 (2.1%)	—	—	—	—	—	—	—	5 (2.1%)
学校の悩み	4 (1.7%)	—	—	—	—	—	—	—	4 (1.7%)
非行・問題行動	1 (0.4%)	2 (0.8%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	4 (1.7%)
話し相手	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	1 (0.4%)	2 (0.8%)
行政の対応	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	1 (0.4%)	2 (0.8%)
性の悩み	—	2 (0.8%)	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)
学校事故	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
その他	5 (2.1%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	3 (1.3%)	12 (5.0%)
合計	166 (69.5%)	56 (23.4%)	6 (2.5%)	—	—	1 (0.4%)	2 (0.8%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)

## 21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表（新規件数）

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	その他	不明	合計
対人関係の悩み	68 (28.5%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	—	4 (1.7%)	73 (30.5%)
学校・教職員等の対応	8 (3.3%)	1 (0.4%)	26 (10.9%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	36 (15.1%)
いじめ	3 (1.3%)	26 (10.9%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	30 (12.6%)
家族・家庭の悩み	25 (10.5%)	—	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	2 (0.8%)	28 (11.7%)
心身の悩み	15 (6.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15 (6.3%)
子育ての悩み	11 (4.6%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)	12 (5.0%)
虐待	1 (0.4%)	—	—	4 (1.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	7 (2.9%)
学習・進路の悩み	5 (2.1%)	—	—	—	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	6 (2.5%)
不登校	3 (1.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)	5 (2.1%)
学校の悩み	4 (1.7%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4 (1.7%)
非行・問題行動	4 (1.7%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4 (1.7%)
話し相手	2 (0.8%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)
行政の対応	2 (0.8%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)
性の悩み	2 (0.8%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)
学校事故	1 (0.4%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.4%)
その他	9 (3.8%)	—	—	—	—	—	—	2 (0.8%)	—	—	1 (0.4%)	12 (5.0%)
合計	163 (68.2%)	28 (11.7%)	26 (10.9%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	—	10 (4.2%)	239 (100.0%)

## 22. 委員が対応した場合の相談内容（新規件数のうち）

学校・教職員等の対応	16 (34.8%)
いじめ	10 (21.7%)
虐待	7 (15.2%)
家族・家庭の悩み	4 (8.7%)
不登校	2 (4.3%)
非行・問題行動	2 (4.3%)
行政の対応	1 (2.2%)
その他	4 (8.7%)
合計	46 (100.0%)

## アンケート結果

### せたがやふるさと区民まつり

■日時／平成27年8月1日（土）、2日（日）      ■場所／馬事公苑

■内容／クイズ・アンケート回答～ゲーム たすけてなちゅゲーム

せたホッとクイズ参加者	幼・小	中・高・おとな	合計
2日間合計	503	52	555
(幼児：175、小学生：328、中学生：17、高校生：2、不明等：33)			

「せたホッと」は何するところ？		
①相談できるところ	484	87.2%
②勉強を教えてくれるところ	8	1.4%
③遊べるところ	27	4.9%
不明	36	6.5%
合計	555	100.0%

せたホッとをつかうにはいくらかかるでしょう？		
①10,000円	13	2.3%
②0円（むりょう）	478	86.1%
③500円	31	5.6%
不明	33	5.9%
合計	555	100.0%

自分や自分の周りでいじめがあると思いますか？		
①思う	185	33.3%
②思わない	365	65.8%
不明	5	0.9%
合計	555	100.0%

いじめがあったら、誰かに相談できますか？		
①はい	501	90.3%
②いいえ	43	7.7%
不明	11	2.0%
合計	555	100.0%

あなたは相談できる人がいますか？		
①いる	519	93.5%
②いない	28	5.0%
不明	8	1.4%
合計	555	100.0%



おはなし  
きかせてね

## ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそだんFAX)

年 月 日

そだん  
相談したい内容は、つぎ  
次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください

- いじめ     たいばつ     いじめ・たいばつではない学校のこと     ぎゃくたい  
 虐待ではない家庭のこと     しょくば     そのほかのこと

そだんないよう か  
相談内容を書いてください



あなた (相談したい人) のことを教えてください

★名前 (またはニックネーム) 名前 :

★年齢 歳

★せたホッとからの返事

FAXで返事がほしい FAX番号 \_\_\_\_\_  返事はらない

電話または会って話したい 電話番号 \_\_\_\_\_

★ここからしたは、よければおしえてください

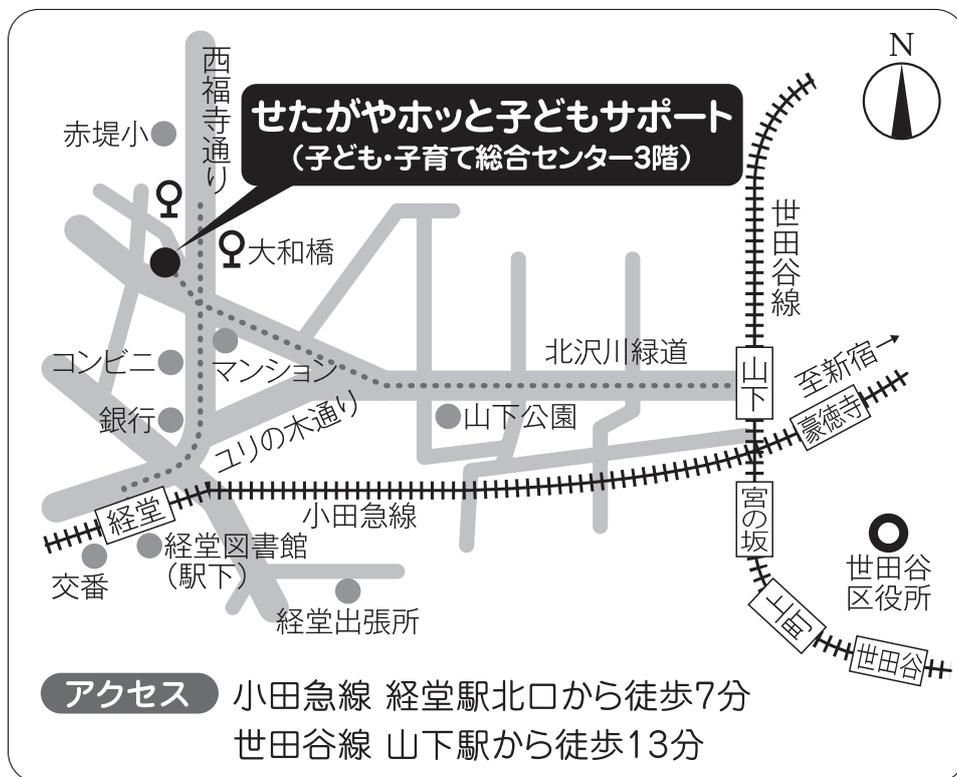
でんわばんごう  
電話番号 \_\_\_\_\_

がっこうめい  
学校名 \_\_\_\_\_

じゅうしょ  
住所 \_\_\_\_\_

せいべつ  
性別 \_\_\_\_\_





せたがやホット子どもサポート 活動報告書〈平成27年度〉  
平成28年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホット子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホット子どもサポートホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>

ホット にきゅうさい  
**相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)**

★相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

